

資 料



資料

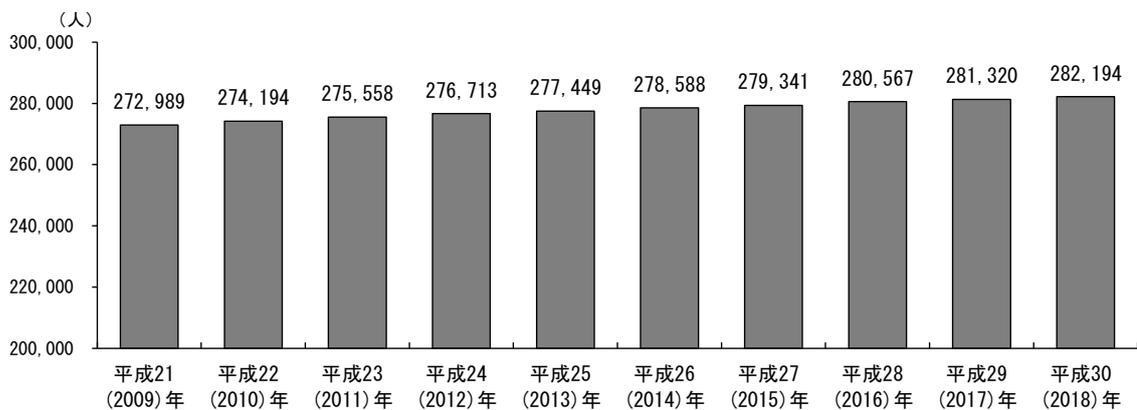
1 基礎データ

(1) 人口・世帯の動向

① 人口の推移

本市の人口は、緩やかながらも年々増加しており、平成30(2018)年9月30日現在で282,194人となっています。

● 人口の推移

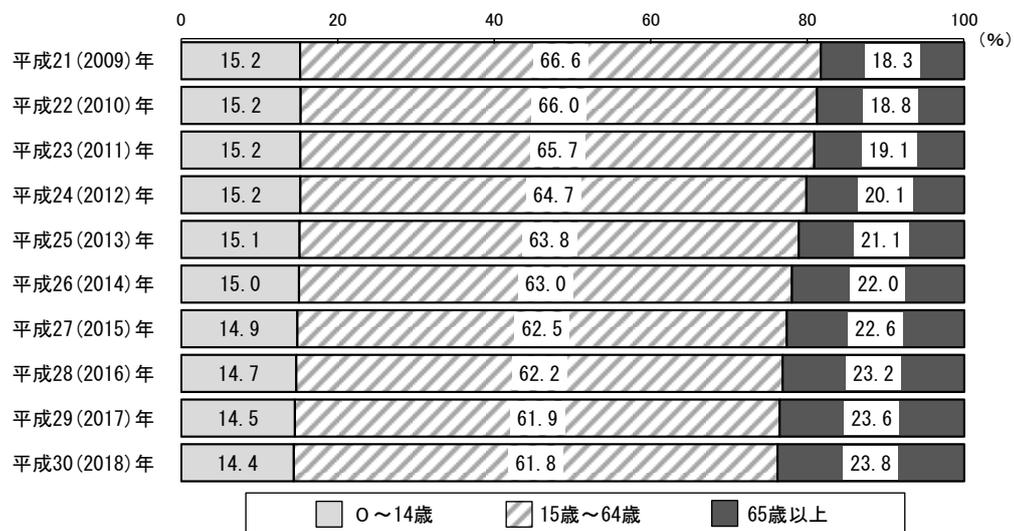


資料：住民基本台帳人口（各年9月30日現在）

② 人口構成の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が年々減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）の割合は増加を続けており、少子高齢化が着実に進行していることがうかがえます。

● 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年9月30日現在）

※百分率は小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%を上下することがある



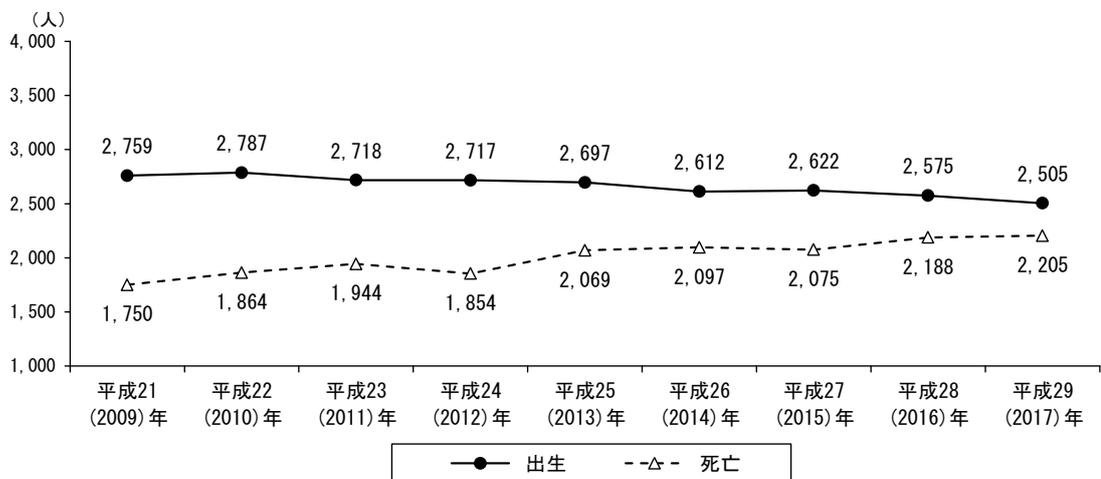
③ 自然動態

出生数は減少傾向にあるのに対し、死亡数は増加傾向にあります。近年、出生数が死亡数を上回る自然増が続いていますが、出生数と死亡数の差は年々縮まってきました。

一人の女性が一生に産む子どもの数を示す合計特殊出生率をみると、本市においては、各年とも大阪府と全国の数値を上回っていますが、大きな変化はなく推移しています。

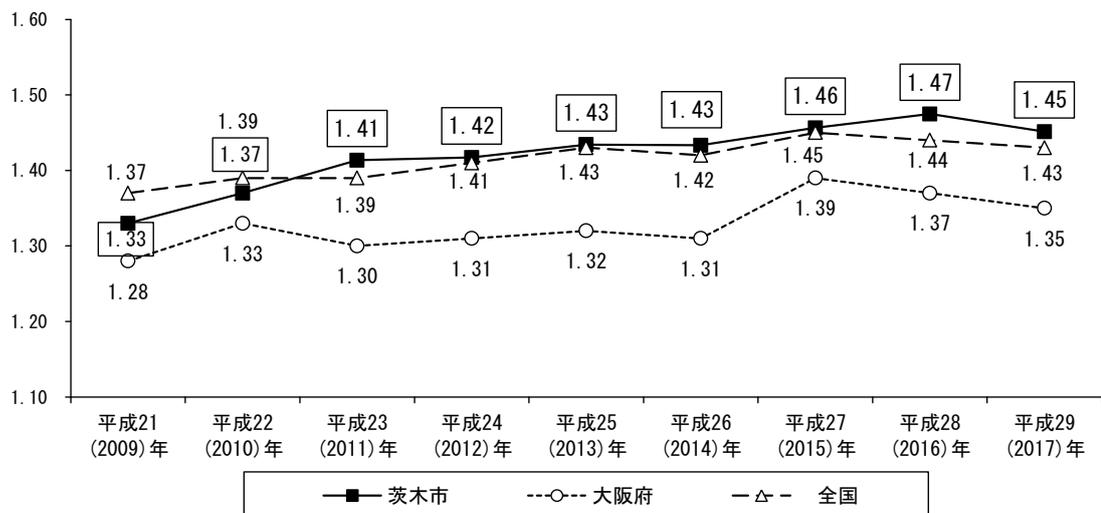
また、母親の年齢5歳階級別の出生率をみると、20歳代は低下傾向にあるのに対し、30歳代は上昇傾向となっています。

● 出生数と死亡数の推移



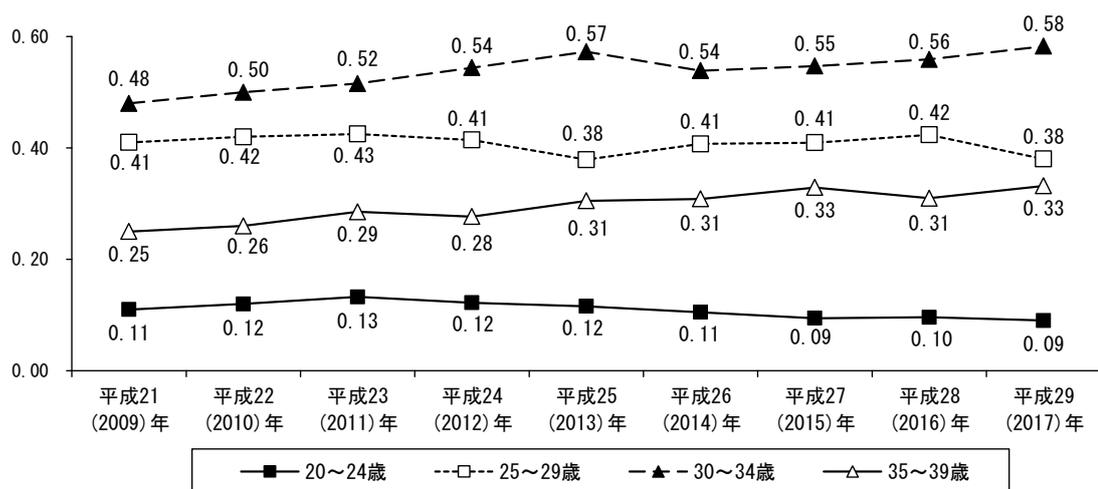
資料：茨木市統計書（各年1月～12月の合計）

● 合計特殊出生率の推移



※資料：全国・大阪府は人口動態調査、市は人口動態調査をもとに独自に算出

●母親の年齢5歳階級別出生率の推移

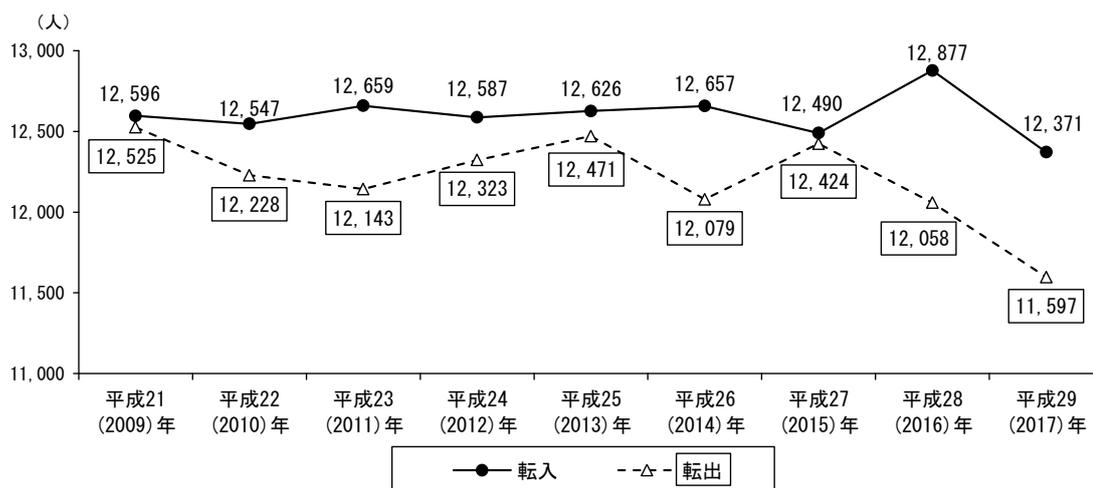


※人口動態調査をもとに独自に算出

④ 社会動態

転入数は、ほぼ横ばいの状態が続いていましたが、平成28(2016)年はこれまでに比べて増加しました。平成29(2017)年の転入数は12,371人となっています。一方、転出数は、平成29(2017)年を除いて12,000人台で推移しており、平成29(2017)年は11,597人となっています。転入数が転出数を上回る社会増（人口流入）が続いています。

●転入数と転出数の推移



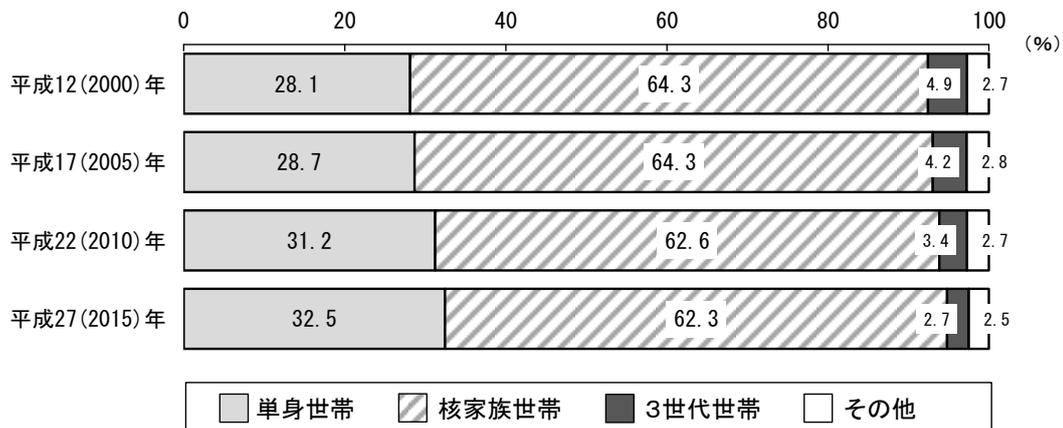
資料：茨木市統計書



⑤ 世帯構成の推移

世帯構成の動きをみると、各年いずれも核家族世帯が最も多く、全体の約6割を占めています。また、単身世帯数は年々増加しており、平成27(2015)年は平成12(2000)年に比べると約1.4倍となっています。

●世帯構成の推移



	(世帯)			
	単身世帯	核家族世帯	3世代世帯	その他
平成12(2000)年	27,976	63,956	4,840	2,676
平成17(2005)年	30,133	67,566	4,428	2,906
平成22(2010)年	35,028	70,287	3,838	3,055
平成27(2015)年	37,852	72,676	3,130	2,917

資料：国勢調査（各年10月1日現在）
※百分率は小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある

⑥ 子どものいる世帯数の推移

6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに世帯全体に占める割合は、減少傾向にあります。

一方、6歳未満の子どものいる世帯及び18歳未満の子どものいる世帯のうち、女親と子どもから成る世帯の割合は年々増加していましたが、平成27(2015)年はやや減少しています。

●子どものいる世帯数の推移（6歳未満の子どものいる世帯）

	世帯数 (世帯)	6歳未満の子どものいる世帯							
		計	対世帯 数比(%)	男親と子ども から成る世帯	割合 (%)	女親と子ども から成る世帯	割合 (%)	その他の 世帯	割合 (%)
平成12 (2000)年	99,448	12,155	12.2	17	0.14	452	3.72	11,686	96.14
平成17 (2005)年	105,033	12,745	12.1	23	0.18	498	3.91	12,224	95.91
平成22 (2010)年	112,208	12,463	11.1	31	0.25	522	4.19	11,910	95.56
平成27 (2015)年	116,575	12,081	10.4	26	0.22	488	4.04	11,567	95.75

資料：国勢調査・各年10月1日現在
※百分率の端数処理を行っているため、比率の合計が100%にならない場合がある

●子どものいる世帯数の推移（18歳未満の子どものいる世帯）

	世帯数 (世帯)	18歳未満の子どものいる世帯							
		計	対世帯 数比(%)	男親と子ども から成る世帯	割合 (%)	女親と子ども から成る世帯	割合 (%)	その他の 世帯	割合 (%)
平成12 (2000)年	99,448	27,706	27.9	247	0.89	2,039	7.36	25,420	91.75
平成17 (2005)年	105,033	27,765	26.4	240	0.86	2,491	8.97	25,034	90.16
平成22 (2010)年	112,208	28,357	25.3	219	0.77	2,787	9.83	25,351	89.40
平成27 (2015)年	116,575	28,918	24.8	204	0.71	2,704	9.35	26,010	89.94

資料：国勢調査・各年10月1日現在

※百分率の端数処理を行っているため、比率の合計が100%にならない場合がある

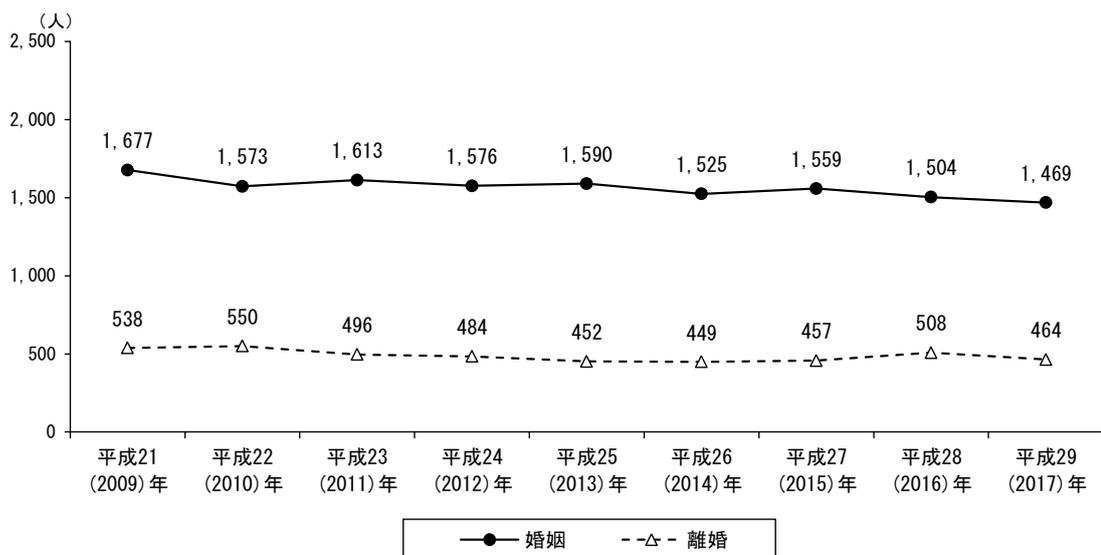
⑦ 婚姻・離婚件数

婚姻・離婚件数の推移(平成29(2017)年)は前年に比べ減少しています。

婚姻・離婚件数の差をみると、婚姻件数が離婚件数よりも1,000件前後多い状況が継続しています。

年齢別に未婚率の推移をみると、35歳以上の未婚率が男女とも上昇傾向にあり、女性の場合は30～34歳の未婚率も上昇しています。

●婚姻・離婚件数の推移

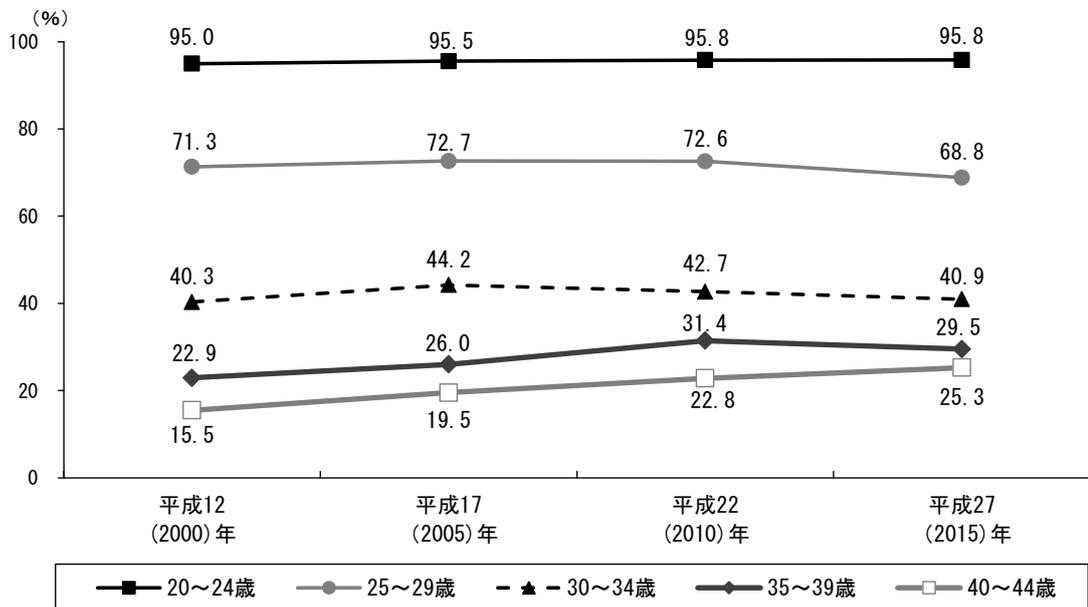


資料：茨木市統計書

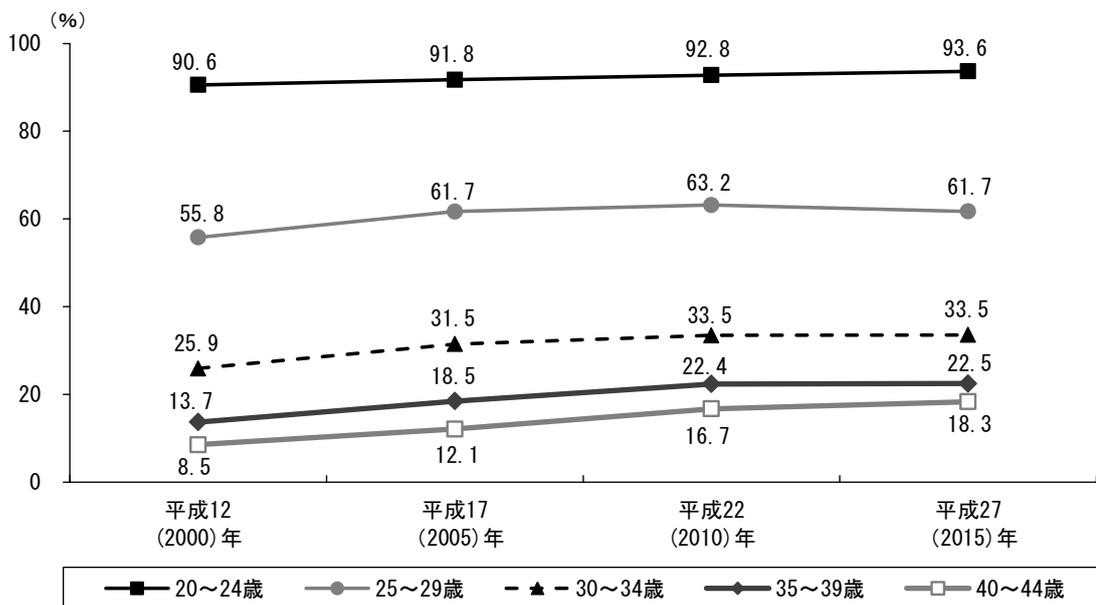


●年齢別未婚率の推移

[男性]



[女性]



資料：国勢調査（各年10月1日現在）
※配偶関係不詳を除いて算出

(2) 産業・就業状況の動向

① 産業別就業構造

茨木市における就業人口を国勢調査で見ると、就業者数は年々減少し、平成27(2015)年は126,662人となっています。

産業分類別にみると、男女とも第三次産業の従事者の割合が高く、女性では82.5%を占めています。また、第一次産業に従事する人は極めて少なく、第二次産業は男性の割合が高くなっています。

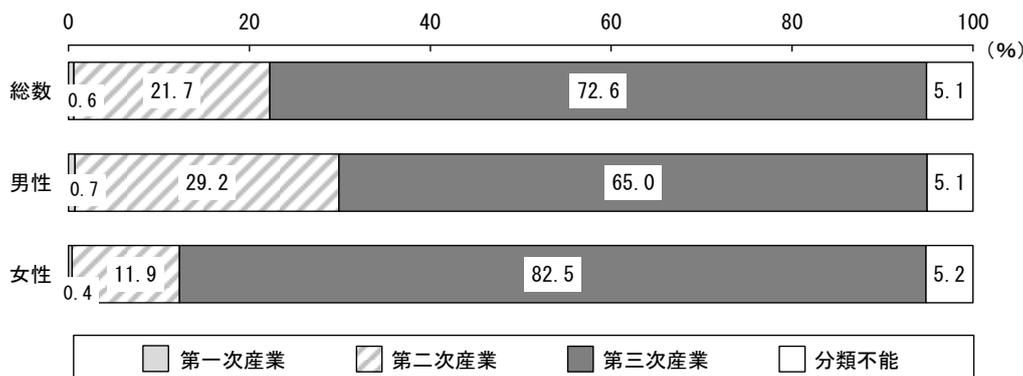
●産業分類別就業人口の推移

(人)

		合計	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能
平成12 (2000)年	総数	127,192	965	33,544	89,710	2,973
	男性	78,173	624	25,894	50,051	1,604
	女性	49,019	341	7,650	39,659	1,369
平成17 (2005)年	総数	125,758	1,005	29,031	93,271	2,451
	男性	74,873	637	22,476	50,331	1,429
	女性	50,885	368	6,555	42,940	1,022
平成22 (2010)年	総数	123,012	808	26,418	89,210	6,576
	男性	71,757	554	20,314	47,100	3,789
	女性	51,255	254	6,104	42,110	2,787
平成27 (2015)年	総数	126,662	736	27,454	91,996	6,476
	男性	71,700	512	20,934	46,625	3,629
	女性	54,962	224	6,520	45,371	2,847

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

●産業分類別就業人口構成比（平成27(2015)年）



資料：国勢調査（10月1日現在）

② 事業所数と従業者数の推移

平成26(2014)年の事業所数および従業者数は、平成21(2009)年に比べると減少しています。

産業分類別に事業所数をみると、ほとんどの業種が減少している中、「運輸業、郵便業」「不動産業、物品賃貸業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」は増加しています。従業者数は、「農林・林業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業、保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」で増加しています。



●産業分類別にみた事業所数と従業者数の推移

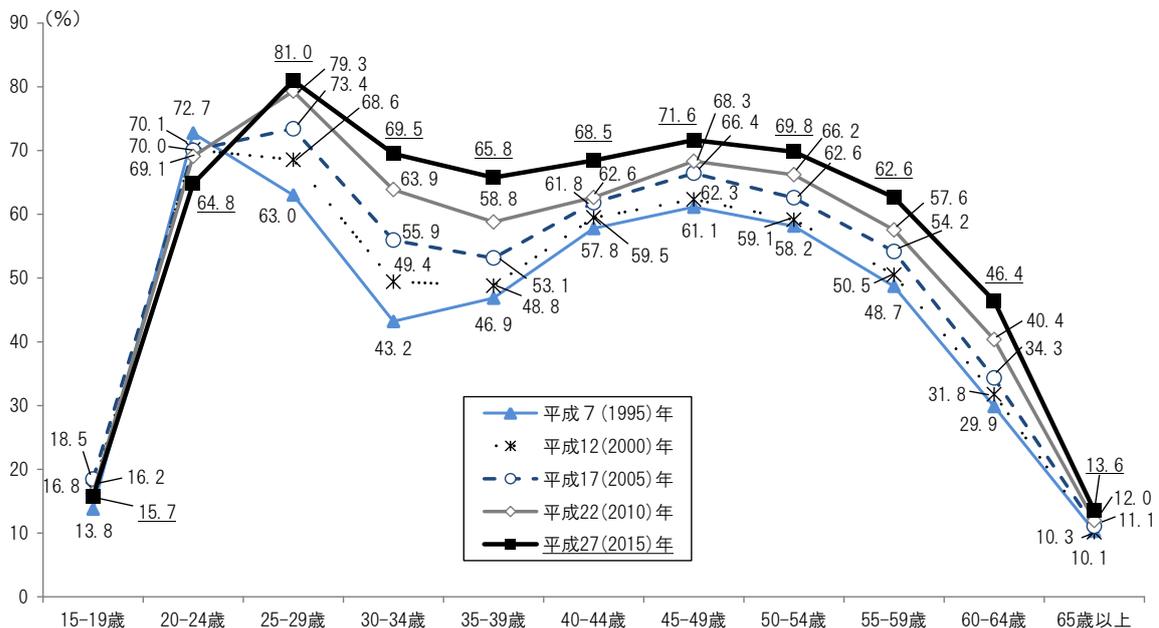
	事業所数 (箇所)		従業者数 (人)	
	平成 21 (2009) 年	平成 26 (2014) 年	平成 21 (2009) 年	平成 26 (2014) 年
総数	9,809	9,663	114,228	111,496
農業, 林業	11	10	121	233
漁業	-	0	-	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	2	5	6
建設業	725	688	5,783	5,113
製造業	536	479	13,468	11,562
電気・ガス・熱供給・水道業	17	13	286	308
情報通信業	68	54	991	350
運輸業, 郵便業	361	373	12,032	10,543
卸売業, 小売業	2,534	2,339	25,699	24,506
金融業, 保険業	136	123	2,128	3,415
不動産業, 物品賃貸業	1,200	1,254	4,145	4,117
学術研究, 専門・技術サービス業	338	320	3,476	3,728
宿泊業, 飲食サービス業	1,230	1,194	10,071	9,007
生活関連サービス業, 娯楽業	786	749	4,807	3,880
教育, 学習支援業	427	465	6,702	7,459
医療, 福祉	809	990	13,573	17,828
複合サービス事業	37	33	293	324
サービス業(他に分類されないもの)	553	541	8,342	6,893
公務(他に分類されるものを除く)	40	36	2,306	2,224

資料：経済センサス基礎調査結果（各年7月1日現在）

③ 女性の年齢別労働力率

女性の年齢別労働力率をみると、20～24歳以下を除く各年代で上昇しています。平成27(2015)年は、25～29歳が81.0%で最も高く、過去に比べM字カーブは緩やかになってきているものの、35～39歳の割合は65.8%と、30歳代前半から後半にかけて低下しています。

●女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※労働力状態不詳を除く

(3) 本市の子どもに関する施策の現状

① 保育所の設置状況

令和元(2019)年度の保育所数をみると、認可保育所は公立5か所、私立14か所の計19か所となっています。

また、地域型保育施設(0～2歳を保育する施設)については、小規模保育事業が19か所で、事業所内保育施設は2か所となっています。

さらに、平成26(2014)年度から設置している待機児童保育室は2か所となっています。

●認可保育所の設置数の推移

(か所)

	公立	私立	合計
平成26(2014)年度	8	36	44
平成27(2015)年度	6	20	26
平成28(2016)年度	5	17	22
平成29(2017)年度	5	14	19
平成30(2018)年度	5	13	18
令和元(2019)年度	5	14	19

(各年度4月1日現在) 資料: 保育幼稚園総務課

●地域型保育施設等の設置数の推移

(か所)

	小規模保育事業	事業所内保育事業	待機児童保育室
平成26(2014)年度	-	-	2
平成27(2015)年度	10	1	2
平成28(2016)年度	14	1	2
平成29(2017)年度	17	2	2
平成30(2018)年度	19	2	2
令和元(2019)年度	19	2	2

(各年度4月1日現在) 資料: 保育幼稚園総務課

② 保育所の入所状況

(ア) 保育所の入所状況の推移

保育所の入所児童の総数は、令和元(2019)年度現在、公立・私立をあわせて1,960人となっており、就学前児童数に占める入所率は12.9%で、認定こども園への移行などを背景に減少傾向にあります。入所児童数の内訳をみると、公立は565人で入所率は3.7%、私立は1,395人で同9.2%となっています。

保育所定員に対する在籍率は、公立・私立とも各年100%を超えており、近年は、110%前後で推移しています。

地域型保育施設等の入所状況をみると、いずれの施設も増加傾向にあります。



●認可保育所の入所状況の推移

	就学前 児童数 (人)	公立				私立				合計			
		定員 (人)	入所 児童数 (人)	入所率 (%)	在籍率 (%)	定員 (人)	入所 児童数 (人)	入所率 (%)	在籍率 (%)	定員 (人)	入所 児童数 (人)	入所率 (%)	在籍率 (%)
平成26 (2014)年度	16,460	850	917	5.6	107.9	3,710	3,957	24.0	106.7	4,560	4,874	29.6	106.9
平成27 (2015)年度	16,247	610	671	4.1	110.0	1,810	1,976	12.2	109.2	2,420	2,647	16.3	109.4
平成28 (2016)年度	16,055	490	552	3.4	112.7	1,540	1,723	10.7	111.9	2,030	2,275	14.2	112.1
平成29 (2017)年度	15,763	490	554	3.5	113.1	1,260	1,370	8.7	108.7	1,750	1,924	12.2	109.9
平成30 (2018)年度	15,504	490	552	3.6	112.7	1,190	1,301	8.4	109.3	1,680	1,853	12.0	110.3
令和元 (2019)年度	15,189	490	565	3.7	115.3	1,240	1,395	9.2	112.5	1,730	1,960	12.9	113.3

(各年度4月1日現在) 資料: 保育幼稚園総務課

※入所率=入所児童数/就学前児童数、在籍率=入所児童数/定員

※他市、南総持寺保育園への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く

●地域型保育施設等の入所状況の推移

(人)

	小規模保育事業	事業所内保育事業	待機児童保育室
平成26(2014)年度	-	-	31
平成27(2015)年度	160	13	53
平成28(2016)年度	245	3	60
平成29(2017)年度	283	9	56
平成30(2018)年度	334	22	67
令和元(2019)年度	344	25	67

(各年度4月1日現在) 資料: 保育幼稚園総務課

※他市への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く

(イ) 認可保育所等の入所希望者の状況

平成28(2016)年度までは、保育所等入所待機児童数が100人を超えていましたが、保育所等入所定員の拡充のほか、小規模保育事業の新設、市直営の待機児童保育室の設置などにより、平成29(2017)年度以降は減少しています。

●認可保育所待機児童数の推移

	待機児童数(人)
平成26(2014)年度	104
平成27(2015)年度	186
平成28(2016)年度	147
平成29(2017)年度	58
平成30(2018)年度	35
令和元(2019)年度	23

(各年4月1日時点) 資料: 保育幼稚園総務課



③ 幼稚園の状況

幼稚園数は、令和元(2019)年度現在、21か所となっています。

園児数は、令和元(2019)年度5月1日現在では、3,245人となっています。

●幼稚園の設置数と園児数の推移

	設置数 (か所)	定員数 (人)	園児数 (人)
平成26(2014)年度	26	6,110	4,495
平成27(2015)年度	26	6,110	4,437
平成28(2016)年度	26	6,110	4,227
平成29(2017)年度	21	5,130	3,659
平成30(2018)年度	21	5,130	3,413
令和元(2019)年度	21	5,110	3,245

(各年度5月1日現在) 資料：保育幼稚園総務課

※他市への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く

※幼稚園型認定こども園を除く

④ 認定こども園の状況

認定こども園数は、令和元(2019)年度現在、32か所となっています。園児数は年々増加し、令和元(2019)年度現在では、4,347人、就学前児童数に占める入所率は28.6%となっています。

●認定こども園の設置数と園児数の推移

	設置数 (か所)	就学前 児童数 (人)	定員 (人)	園児数 (人)	入所率 (%)	在籍率 (%)
平成26(2014)年度	19	16,247	2,469	2,425	14.9	98.2
平成27(2015)年度	23	16,055	2,934	2,973	18.5	101.3
平成28(2016)年度	31	15,763	4,034	3,979	25.2	98.6
平成29(2017)年度	32	15,504	4,334	4,258	27.5	98.2
平成30(2018)年度	32	15,189	4,334	4,347	28.6	100.3

(各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園総務課

※入所率=入所児童数/就学前児童数、在籍率=入所児童数/定員

※幼保連携型、幼稚園型及び保育所型を含む

※他市への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く

※教育認定子ども及び保育認定子どもを含む



⑤ 0～5歳児の状況（2019年5月1日現在）

0～5歳児の就園状況は、幼稚園が21.3%、保育所が12.9%、認定こども園が29.1%となっています。

●0～5歳児の状況

(人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人口	2,410	2,471	2,540	2,627	2,608	2,583	15,239
幼稚園	-	-	-	962	1,124	1,159	3,245
	-	-	-	36.6%	43.1%	44.9%	21.3%
保育所(園)	180	323	366	389	354	352	1,964
	7.5%	13.1%	14.4%	14.8%	13.6%	13.6%	12.9%
認定こども園	272	525	612	953	1,039	1,027	4,428
	11.3%	21.2%	24.1%	36.3%	39.8%	39.8%	29.1%
その他	37	190	198	15	0	0	440
	1.5%	7.7%	7.8%	0.6%	-	-	2.9%

資料：保育幼稚園総務課

※他市への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く

※認定こども園については、幼保連携型、幼稚園型及び保育所型に在籍する教育認定子ども及び保育認定子どもを含む

※その他は、小規模保育事業、事業所内保育事業及び茨木市待機児童保育室に在籍する子どもの数

⑥ 小中学校の状況

小学校児童数は、令和元(2019)年度現在16,431人で、学級数は697学級となっています。

中学校生徒数は令和元(2019)年度現在7,538人で、学級数は270学級となっています。

不登校者数は、平成30(2018)年度は263人で、市内全児童生徒数に占める不登校者数の割合は1.09%となっています。

公立の学童保育室は、令和元(2019)年度現在、市内小学校30か所に設置し、在籍児童数は2,522人で年々増加しています。

放課後子ども教室は、平成30(2018)年度は、32校開設しており、開設延日数は2,664日、延参加者数は309,387人でした。

●小学校児童数、学級数

	児童数(人)	学級数
平成26(2014)年度	16,585	622
平成27(2015)年度	16,517	630
平成28(2016)年度	16,381	645
平成29(2017)年度	16,404	641
平成30(2018)年度	16,502	695
令和元(2019)年度	16,431	697

●中学校生徒数、学級数

	生徒数(人)	学級数
平成26(2014)年度	7,845	266
平成27(2015)年度	7,883	272
平成28(2016)年度	7,822	270
平成29(2017)年度	7,855	276
平成30(2018)年度	7,635	272
令和元(2019)年度	7,538	270

(各年度5月1日現在) 資料：学校基本調査(学務課)

●不登校者数

	不登校者数 (人)	市内全児童生徒数に占める 不登校者数の割合 (%)
平成26(2014)年度	225	0.92
平成27(2015)年度	216	0.89
平成28(2016)年度	239	0.99
平成29(2017)年度	241	0.99
平成30(2018)年度	263	1.09

(各年度3月末現在) 資料: 茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価報告書(学校教育推進課)

●学童保育室の状況(民間含む)

	施設数	支援の単位数	児童数(人)
平成26(2014)年度	32	34	1,809
平成27(2015)年度	32	47	1,986
平成28(2016)年度	33	56	2,203
平成29(2017)年度	35	69	2,493
平成30(2018)年度	35	73	2,593
令和元(2019)年度	38	78	2,782

(各年度5月1日現在) 資料: 学童保育課

●放課後子ども教室の状況

	開設校数	開設延日数	延参加者数(人)
平成26(2014)年度	32	2,599	266,185
平成27(2015)年度	32	2,672	283,810
平成28(2016)年度	32	2,776	309,261
平成29(2017)年度	32	2,811	333,013
平成30(2018)年度	32	2,664	309,387

(各年度3月末現在) 資料: 社会教育振興課



⑦ 障害児療育の状況

児童発達支援事業すくすく教室、ばら親子教室は、療育施設の再編整備に伴い、平成30(2018)年度からは、すくすく親子教室として実施しています。

障害児通所支援については、全般に利用者が増加していますが、特に放課後等デイサービスの利用者が急増しています。

●児童発達支援事業すくすく教室

	利用回数(回)	相談件数(件)
平成26(2014)年度	3,719	252
平成27(2015)年度	3,239	263
平成28(2016)年度	3,297	189
平成29(2017)年度	3,585	132

(各年度3月末現在) 資料：子育て支援課

●児童発達支援事業すくすく親子教室

	利用回数(回)	相談件数(件)
平成30(2018)年度	5,809	186

(各年度3月末現在) 資料：子育て支援課

●あけぼの学園、ばら親子教室

	児童発達支援センター あけぼの学園在籍数(人)	児童発達支援事業所 ばら親子教室在籍数(人)
平成26(2014)年度	62	94
平成27(2015)年度	60	68
平成28(2016)年度	56	69
平成29(2017)年度	63	67
平成30(2018)年度	63	-

(各年度3月末現在) 資料：子育て支援課

●障害児通所支援

(人)

	医療型児童 発達支援	児童発達 支援	放課後等デイサービス			
	未就学児童	未就学児童	小学生	中学生	高校生	合計
平成26(2014)年度	67	496	236	75	58	369
平成27(2015)年度	78	486	280	91	67	438
平成28(2016)年度	87	502	346	98	78	522
平成29(2017)年度	85	547	412	122	75	609
平成30(2018)年度	90	540	461	137	98	696

(各年度3月末現在) 資料：子育て支援課

⑧ 地域における子育て支援事業の状況

(ア) 延長保育の利用状況

延長保育は、令和元(2019)年度は75か所で実施されています。利用者数は増加傾向にあり、平成30(2018)年度は2,452人が利用しています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人)
平成26(2014)年度	47	-
平成27(2015)年度	59	1,807
平成28(2016)年度	63	1,977
平成29(2017)年度	72	2,194
平成30(2018)年度	74	2,452
令和元(2019)年度	75	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園事業課

(イ) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)の利用状況

幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)は、令和元(2019)年度は44か所で実施されています。利用者数は増加傾向にあり、平成30(2018)年度は149,237人が利用しています。

	実施施設数(箇所)	利用者数(人日)
平成26(2014)年度	24	90,339
平成27(2015)年度	41	117,590
平成28(2016)年度	41	143,605
平成29(2017)年度	43	177,201
平成30(2018)年度	44	149,237
令和元(2019)年度	44	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園事業課

(ウ) その他の一時預かり保育(保育所等)の利用状況

その他の一時預かり保育(保育所等)は、令和元(2019)年度は29か所で実施されています。利用者数は、平成30(2018)年度は13,269人が利用しています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人日)
平成26(2014)年度	28	10,212
平成27(2015)年度	31	13,002
平成28(2016)年度	31	13,920
平成29(2017)年度	28	1,2531
平成30(2018)年度	29	13,269
令和元(2019)年度	29	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園事業課

**(工) 乳児家庭全戸訪問事業の訪問状況**

乳児家庭全戸訪問事業の訪問状況は、2,400人前後で推移しており、平成30(2018)年度は2,455人に訪問しています。

	実績(人)
平成26(2014)年度	2,438
平成27(2015)年度	2,463
平成28(2016)年度	2,456
平成29(2017)年度	2,343
平成30(2018)年度	2,455

資料：子育て支援課

(オ) 休日保育の利用状況

休日保育は、令和元(2019)年度は1か所で実施されています。利用者数は平成30(2018)年度で288人であり、前年度より67人増加しています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人)
平成26(2014)年度	1	72
平成27(2015)年度	1	143
平成28(2016)年度	1	298
平成29(2017)年度	1	221
平成30(2018)年度	1	288
令和元(2019)年度	1	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園事業課

(カ) 病児・病後児保育の利用状況

病児・病後児保育は、令和元(2019)年度は病児対応型が2か所、病後児対応型が2か所、体調不良児対応型が42か所で実施されており、特に病児対応型の利用者数が多くなっています。

	病児対応型		病後児対応型		体調不良児対応型
	実施施設数(か所)	利用者数(人)	実施施設数(か所)	利用者数(人)	実施施設数(か所)
平成26(2014)年度	2	650	2	125	35
平成27(2015)年度	2	647	2	116	36
平成28(2016)年度	2	735	2	132	36
平成29(2017)年度	2	713	2	113	42
平成30(2018)年度	2	665	2	125	42
令和元(2019)年度	2	-	2	-	42

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園事業課

(キ) 地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の利用状況

地域子育て支援センターは、令和元(2019)年度は5か所で実施されています。利用者数は、平成30(2018)年度は21,793人が利用しています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人)
平成26(2014)年度	7	31,187
平成27(2015)年度	7	34,047
平成28(2016)年度	7	30,012
平成29(2017)年度	5	20,896
平成30(2018)年度	5	21,793
令和元(2019)年度	5	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：子育て支援課

(ク) つどいの広場（地域子育て支援拠点事業）の利用状況

つどいの広場は、令和元(2019)年度は18か所で実施されています。利用者数は、平成30(2018)年度は112,133人であり、平成26(2014)年度以降100,000～110,000人台で推移しています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人)
平成26(2014)年度	13	108,164
平成27(2015)年度	14	104,860
平成28(2016)年度	15	116,338
平成29(2017)年度	17	107,995
平成30(2018)年度	18	112,133
令和元(2019)年度	18	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：子育て支援課

(ケ) 子育て支援事業（子育てサロン）の利用状況

子育てサロンは、平成30(2018)年度は188回実施しており、参加延人数は5,697人となっています。ボランティアの延人数は1,793人であり、減少傾向がみられません。

	実施回数(回)	参加延人数(人)	ボランティア延人数(人)
平成26(2014)年度	169	6,235	1,802
平成27(2015)年度	201	6,396	1,947
平成28(2016)年度	209	7,307	2,170
平成29(2017)年度	233	6,183	2,333
平成30(2018)年度	188	5,697	1,793

資料：社会福祉協議会



(コ) ショートステイの利用状況

ショートステイは、令和元(2019)年度は6か所で実施されています。利用者数は、平成30(2018)年度は24人、延べ利用日数は122日となっています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人)	延利用日数(日)
平成26(2014)年度	3	7	25
平成27(2015)年度	7	12	56
平成28(2016)年度	7	11	60
平成29(2017)年度	7	8	32
平成30(2018)年度	7	24	122
令和元(2019)年度	6	-	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：子育て支援課

(サ) トワイライトステイの利用状況

トワイライトステイは、令和元(2019)年度は4か所で実施されています。利用者数は、平成30(2018)年度が14人、延べ利用日数は14日となっています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人)	延利用日数(日)
平成26(2014)年度	3	1	76
平成27(2015)年度	5	3	3
平成28(2016)年度	5	16	16
平成29(2017)年度	5	32	76
平成30(2018)年度	5	14	14
令和元(2019)年度	4	-	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：子育て支援課

(シ) ファミリー・サポート・センター事業の利用状況

ファミリー・サポート・センター事業は、平成30(2018)年度の活動件数は3,739件となっています。平成30(2018)年度は、援助を受けたいとする依頼会員は1,233人、援助を行いたい援助会員は301人、援助を受けることと行うことの両方を希望する両方会員は248人となっており、近年、会員数は1,700人台で推移しています。

	活動件数(件)	依頼会員(人)	援助会員(人)	両方会員(人)	会員合計(人)
平成26(2014)年度	5,975	1,174	369	275	1,818
平成27(2015)年度	4,984	1,225	365	261	1,851
平成28(2016)年度	4,290	1,221	309	250	1,780
平成29(2017)年度	4,602	1,212	305	247	1,764
平成30(2018)年度	3,739	1,233	301	248	1,782

資料：子育て支援課

⑨ 母子保健事業の状況

(ア) 妊婦・乳幼児健康診査の受診状況

乳幼児の健康診査の受診率は4か月児、1歳8か月児、3歳6か月児のいずれもここ数年は96%以上の受診率となっています。

歯科健診については、一次健診として1歳8か月児、2歳3か月児、3歳6か月児に対し実施しており、また、2歳3か月児の歯科健診後の要注意者には、2歳5か月児に対し歯科疾患予防事業を実施しています。受診率をみると、平成30(2018)年度は、2歳3か月児は86.4%、2歳5か月児は71.4%となっています。

●妊婦・乳幼児健康診査の受診状況の推移

	妊婦 受診数 (延べ人数)	乳児一般 受診数(人)	乳児後期 受診数(人)
平成26(2014)年度	33,444	2,232	2,490
平成27(2015)年度	33,115	2,305	2,459
平成28(2016)年度	32,302	2,262	2,497
平成29(2017)年度	32,273	2,167	2,383
平成30(2018)年度	30,725	2,204	2,343

資料：保健医療課

	4か月児			1歳8か月児			3歳6か月児		
	対象数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
平成26 (2014)年度	2,617	2,547	97.3	2,717	2,648	97.5	2,806	2,667	95.0
平成27 (2015)年度	2,611	2,552	97.7	2,631	2,561	97.3	2,698	2,591	96.0
平成28 (2016)年度	2,560	2,558	99.9	2,648	2,588	97.7	2,657	2,555	96.2
平成29 (2017)年度	2,521	2,466	97.8	2,632	2,587	98.3	2,614	2,515	96.2
平成30 (2018)年度	2,562	2,481	96.8	2,510	2,454	97.8	2,674	2,578	96.4

資料：保健医療課

●歯科疾患予防事業（幼児歯科健診）の受診状況の推移

	2歳3か月児		2歳5か月児(2.3歳+)	
	実績(人)	受診率(%)	実績(人)	受診率(%)
平成26(2014)年度	2,399	88.1	586	73.0
平成27(2015)年度	2,352	86.9	572	75.0
平成28(2016)年度	2,254	87.2	558	73.4
平成29(2017)年度	2,238	85.8	542	72.4
平成30(2018)年度	2,246	86.4	533	71.4

資料：保健医療課



(イ) 保健指導の実施状況

平成30(2018)年度の保健指導の実施状況をみると、母子健康手帳の交付が延べ2,476件、訪問指導が延べ5,921件となっています。

随時で受け付けている保健相談の件数は、平成30(2018)年度は面接が180件、電話が1,147件で、合計1,327件となっています。

訪問指導は、平成30(2018)年度の延べ訪問件数が5,921件であり、そのうち乳児が延べ2,697件と最も多くなっています。

また、健康教室では、妊婦やそのパートナー等を対象にした「パパ&ママクラス(両親教室)」の参加者が増加傾向にあります。また、乳幼児をもつ保護者を対象にした離乳食講習会を実施しており、近年、参加延べ件数は計780件前後となっています。

●母子保健指導の実施状況の推移

延数(件)

	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
母子健康手帳の交付 〔妊娠届をした者に、母子健康手帳を交付〕	2,872	2,721	2,674	2,689	2,476
出前講座・出前型乳幼児保健相談 〔保健師、栄養士が乳幼児の保護者が参加する子育てサークル、子育てサロンなどの子育てグループにおける育児に関する出前講座及び相談〕	1,794	1,698	-	-	-
訪問指導 〔保健師・助産師による妊産婦の健康、乳幼児の発達・育児等の訪問指導〕	3,565	4,545	3,520	6,213	5,921

資料：保健医療課

●保健相談(随時)件数の推移

	面接(件)	電話(件)
平成26(2014)年度	137	818
平成27(2015)年度	116	644
平成28(2016)年度	2,534	765
平成29(2017)年度	293	926
平成30(2018)年度	180	1,147

資料：保健医療課

●訪問指導の内訳

	延訪問 件数	内訳(件)						
		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他
平成26(2014)年度	3,565	143	877	217	227	675	897	529
平成27(2015)年度	4,545	235	1,099	162	373	846	1,134	696
平成28(2016)年度	3,520	263	934	149	245	754	750	425
平成29(2017)年度	6,213	225	788	161	176	2,665	1,948	250
平成30(2018)年度	5,921	174	766	195	168	2,697	1,784	137

資料：保健医療課



●健康教室の参加状況の推移

	両親教室 (パパ&ママクラス)	離乳食講習会		赤ちゃんと 保護者のつどい		幼児食 講習会※
		ごっくん クラス	かみかみ クラス	平日延数 (人)	休日延数 (人)	
	延数(人)	延数(人)	延数(人)			延数(人)
平成26(2014)年度	634	555	313	17	217	270
平成27(2015)年度	595	558	298	-	237	274
平成28(2016)年度	865	594	260	-	-	199
平成29(2017)年度	954	580	261	-	-	170
平成30(2018)年度	940	557	226			144

※平成30(2018)年度はローズWAM 幼児食講習会を食育講習会とし、その数は幼児食講習会に含まない

資料：保健医療課

(ウ) 予防接種

乳幼児、児童の感染症に対する抵抗力を高めるため、各種予防接種を委託医療機関、こども健康センター等で実施しています。

●予防接種の被接種者数の推移

(人)

	ヒブ	小児用肺炎球菌	4種混合	3種混合	2種混合	日本脳炎	ポリオ	風しん・麻しん混合	麻しん・風しん	風しん	BCG	水痘	B型肝炎	子宮頸がん予防
平成26(2014)年度	10,814	10,733	10,272	753	1,881	9,201	1,890	5,184	1	0	2,481	5,584	-	30
平成27(2015)年度	10,300	10,259	10,312	7	1,690	8,192	428	4,999	0	0	2,609	5,216	-	27
平成28(2016)年度	10,367	10,384	10,513	0	1,914	9,682	210	5,248	0	0	2,586	4,901	4,100	9
平成29(2017)年度	9,895	9,900	9,909	0	1,787	9,864	110	5,076	1	0	2,477	4,802	7,417	10
平成30(2018)年度	9,820	9,847	10,002	2	2,025	11,993	44	5,058	2	0	2,518	4,812	7,367	17

資料：保健医療課

- 注：1) 4種混合はジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ、3種混合はジフテリア・破傷風・百日せき、2種混合はジフテリア・破傷風です。
- 2) 子宮頸がん予防は平成25(2013)年4月から実施しましたが、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的疼痛が特異的にみられ、同年6月14日から積極的推奨を差し控えています。
- 3) 平成26(2014)年度の麻しん・風しん混合に長期療養による被接種者3人を含みます。
- 4) 平成26(2014)年度のBCG、2種混合に長期療養による被接種者各1人を含みます。
- 5) 平成27(2015)年度の麻しん風しん混合に長期療養による被接種者1人を含みます。
- 6) 平成27(2015)年度の水痘に長期療養による被接種者2人を含みます。
- 7) B型肝炎は、平成28(2016)年10月から実施。
- 8) 平成28(2016)年度のBCGに長期療養による被接種者1人を含みます。
- 9) 平成28(2016)年度の麻しん・風しん混合に長期療養による被接種者3人を含みます。
- 10) 平成28(2016)年度の水痘に長期療養による被接種者4人を含みます。
- 11) 平成29(2017)年度の2種混合、麻しん、風しん混合に長期療養による被接種者各1人を含みます。
- 12) 平成29(2017)年度のポリオ、B型肝炎に長期療養による被接種者各2人を含みます。
- 13) 平成30(2018)年度のポリオに長期療養による被接種者1人を含みます。
- 14) 平成30(2018)年度のB型肝炎、日本脳炎に長期療養による被接種者各2人を含みます。
- 15) 平成30(2018)年度の麻しん、風しん混合に被接種者5人を含みます。



⑩ 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員は児童委員を兼ねており、その人数は平成30(2018)年度現在385人となっています。相談のうち子どもに関する相談件数は、平成30(2018)年度は3,395件となっており、ここ5年間の件数はほぼ横ばいで推移しています。

● 民生委員・児童委員の活動状況

	民生委員・ 児童委員数(人) (4月1日現在)	相談指導件数(延べ件数)	
			うち子どもに 関すること
平成26 (2014)年度	389	10,516	3,309 31.5%
平成27 (2015)年度	396	11,752	3,292 28.0%
平成28 (2016)年度	398	11,308	2,998 26.5%
平成29 (2017)年度	385	11,563	3,273 28.3%
平成30 (2018)年度	385	13,215	3,395 25.7%

※百分率は小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%を上下することがある 資料：地域福祉課

⑪ 児童虐待の状況

児童虐待の通告件数は、平成30(2018)年度で1,074件となっており、前年度(875件)に比べ199件増加しています。台帳管理件数は、平成30(2018)年度で747件となっており、前年度(566件)に比べ181件増加しています。近年通告件数、台帳管理件数共に増加傾向が見られます。

● 児童虐待通告件数の推移

(件)

	通告件数				台帳管理件数(各年度末)			
	総計	内訳			総計	内訳		
		要保護 児童	要支援 児童	特定 妊婦		要保護 児童	要支援 児童	特定 妊婦
平成26 (2014)年度	482	425	29	28	275	241	28	6
平成27 (2015)年度	668	531	81	56	388	300	57	31
平成28 (2016)年度	883	683	118	82	506	406	64	36
平成29 (2017)年度	875	685	95	95	566	438	88	40
平成30 (2018)年度	1,074	891	94	89	747	600	109	38

資料：子育て支援課



2 ニーズ調査結果や関係団体等との意見交換での意見等の分析（第3期計画における施策の展開別）

（1）ライフステージに沿った施策の展開

① 妊娠・出産期

◇子どもを生き育てるための意識啓発

次世代育成支援ニーズ調査結果（以下「ニーズ調査」という。）の就学前児童の保護者調査の結果では、希望した子どもの数を生き育てている割合は、現在の子どもの人数が「1人」では89.5%となっていますが、「2人」では59.8%、「3人」では37.1%、「4人以上」では33.3%と、現在の子どもの人数が増えるほど希望どおりの子どもの数を生んでいる割合は低くなっています。2人以上子どもを生き育てたいと考えている人の39.5%が「生みたいと思う」と回答し、そのために必要な環境として49.4%は「収入が増えれば生みたい」としています。この項目は、平成25(2013)年度調査の結果では42.1%で、また市に充実してほしいサービスでは、「育児休業給付の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が2番目に多いなど、子どもを生き育てるにあたっては依然経済的な面での支援が課題となっています。さらに、もう一人子どもを生むために必要な環境に関するその他の意見として「年齢の問題（もう高齢、もっと若ければ）」など、晩婚化の影響がうかがえる記述もありました。結婚が遅くなることで、晩産化や高齢出産などの問題が生じるだけでなく、初産が遅くなることで一人の女性が生む子どもの数が減ることにつながることから、子育て支援や政府が進める働き方改革などに呼応した対策を進めることが必要です。

◇妊産婦の健康保持・増進

ニーズ調査の結果では、「養育支援家庭訪問事業」を知っている割合は15.0%、「産前・産後ホームヘルパー派遣事業」を知っている割合は47.7%となっていますが、いずれのサービスも利用経験のある割合は1%台で少なくなっています。関係団体との意見交換では、産前・産後ホームヘルパーについて、「マンパワー不足や実施できる施設が少ないこと等を理由に希望どおり利用できない場合がある」「利用できなくなった後の支援がない」などの意見があり、サービスの利便性の向上に課題があります。

② 就学前期

◇子どもの健康保持・増進

ニーズ調査の結果で充実してほしい子育て支援サービスで多いものは、就学前児童の保護者の回答では、第1位が「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」（69.0%）で、第2位が「育児休業給付の拡充など



の子育て世帯への経済的援助の拡充」(60.8%)です。

一方、小学生の保護者の場合も、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」(58.5%)と「児童手当、扶養控除の拡充など子育て世帯への経済的援助の拡充」(57.1%)で、小児医療に対するニーズと経済的支援のニーズが高くなっています。

食育の面では、朝食を毎日摂取する児童は就学前・小学生とも9割に上り、また家族と共食する児童も9割を占めています。

◇就学前教育・保育の充実

ニーズ調査の結果では、育児休業を取得した母親が職場への復帰時期を希望より早くした理由は、「保育所の入所に合わせたため」(70.3%)が多くなっています。復帰時期を早めて教育・保育事業を利用している実態がある一方、就学前の希望する子育てについては、就学前児童の保護者の4人に1人(25.6%)が「自宅で子育て後、私立幼稚園に通わせたい」と回答しています。また、「自宅で子育て後、子育て支援施設に通わせたい」と回答した人の52.6%が3歳までは自宅で子育てをすることを望んでおり、このような意向は夫婦の一方が家事に専念している家庭が67.9%で高くなっています。

一方、平日に定期的に利用したい施設やサービスとして、「認定こども園」(37.5%)と「幼稚園+幼稚園の預かり保育」(36.0%)が多く、比較的長時間預けることができる教育施設への利用希望が「認可保育所」(30.4%)より多くなっています。待機児童の受け皿として、引き続き認定こども園や幼稚園の預かり保育を実施する施設の充実に努めることが必要です。

また、今後利用したい教育・保育施設のうち、「認定こども園」は0～2歳児の保護者の利用希望が、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」は3歳以上の児童の保護者の利用希望が特に高く、利用を見込む上では、幼児教育の無償化の導入による潜在ニーズの増大を考慮する必要があります。

◇子育て支援サービスの充実

ニーズ調査の結果では、子育てと仕事を両立させる上での課題は、就学前児童の保護者、小学生の保護者とも、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」(就学前56.6%、小学生45.4%)が最も多く、平成25(2013)年度調査の回答傾向からほとんど変化はありません。平日に定期的に幼稚園や保育所、認定こども園などを利用している就学前児童が病気やけがなどをしたことがあった家庭では、父親や母親が休んで対応する割合が8割を超え、そのうち4人に1人は病児・病後児保育施設を利用したかったと回答しています。特に0歳児のニーズが高くなっていますが、「病気の子どもを家族以外の人にみてもらうのは不安である」(56.3%)という意見が半数を超えており、安心して子どもを預けられる施設を確保し、子育てと仕事の両立ができる



支援の充実が求められます。

また、保護者の通院や不規則な仕事などを理由に子どもを不規則に預かるサービスの利用は、「幼稚園の預かり保育」(12.6%)が最も多く、これに次いで「一時預かり」(8.2%)で、保育所や子育て支援総合センターなどで実施している一時預かりの利用希望は4割となっています。働き方が多様化する中で、一時預かりに対するニーズも高まっており、提供体制の充実を図ることが必要です。

一方、定期的に教育・保育施設やサービスを利用せず、在宅で子どもを養育する家庭も少なくありません。このような家庭の地域での子育て支援として、「地域子育て支援拠点事業」を実施していますが、0・1歳児の3～4割近くが利用し、現在利用している児童を含め今後の利用意向率は25%程度となっています。また、利用希望者が利用したいと思うサービスは「常設の子育て親子の交流の場の提供」(61.2%)、「子育てに関する相談・援助」(51.6%)、「地域の子育て関連情報の提供」(34.5%)などが多く、交流や情報提供の機能を充実させるなど、事業を利用しやすくし、在宅で子どもを養育する保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減につなげていくことが必要です。

茨木市における子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルなどへの支援等については、「満足度が低い」が52.8%で半数を超えています。就学前児童の保護者では「初めての土地で、一人ですべても孤独だった。思うようにいかないとき、どこに相談したいのかわからず、わかってもうまく相談できなかった」や「親同士が知り合える場が欲しい」「市役所のホームページに子育て広場、サロンの情報は掲載されているが、情報が少ないように感じる」などの意見があり、また関係団体との意見交換では、「窓口がたくさんあり、母親は混乱している」「窓口のわかりにくさと、サービスへのマッチングがうまくいっていない」などの意見がありました。

ホームページなど市からの一方的な情報提供方法なども相談や情報提供に対する満足度を低くしている原因のひとつと考えられ、特に市外から転入して間もない子育て家庭への相談・情報提供体制の充実が重要です。そのため、相談したいとき、最初にどこに相談すればよいのか窓口の明確化を図ることのほか、効果的な情報提供と、身近な地域において妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談や必要な支援を行うワンストップ拠点の整備・充実が必要です。

◇地域ぐるみの子育て支援

ニーズ調査の結果では、子育てが地域の人や社会に支えられていると感じる割合は、就学前児童の保護者が78.1%、小学生の保護者が77.3%となっています。

また、就学前児童、小学生の保護者とも同じ世代の子どもを持つ保護者から支えられていると感じており(就学前69.6%、小学生80.2%)、特に小学生の保護者の割合が高くなっています。これに対し、子育てが地域の人や社会に支えられていると感じない保護者でも、「同じ世代の子どもを持つ保護者」(就学前31.2%、小学生34.8%)が多く、同世代の子どもをもつ親同士が近くにいることが子育て



での孤立感の軽減に効果があることがうかがえます。

一方、近所（お住まいの近く）で日常的にちょっとした子どもの話や世間話をする人がいる保護者の割合は、就学前児童、小学生とも7割前後を占めています。このような人が身近にいたり、気軽に相談したりできる相手がいる人ほど、子育てを「楽しいと感じることの方が多い」と回答する割合が高くなっています。子育てのつらさを軽減するためにも、地域で子育て家庭を見守り、支え合うことができる関係づくりが重要です。

◇安心して外出できる環境整備

ニーズ調査の結果では、子どもと外出する際に困ることは、「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」（44.6%）や「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」（37.8%）、「小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ない」（36.6%）、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」（30.6%）、「歩道の段差などがベビーカーや自転車での通行の妨げになっている」（30.5%）などが多くなっています。

また、子育てを「楽しいと感じることの方が多い」と回答した保護者が子育てをする中で有効だと感じている支援・対策については、就学前児童・小学生の保護者とも「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も多くなっています。

③ 小・中学校期

◇特色ある学校教育の充実

ニーズ調査の結果で本市の学校教育に対する満足度をみると、「教育相談や家庭教育支援」（満足度が低い52.6%、満足度が高い36.5%）、「『生きる力』を育む教育の推進、子どもの健全育成」（同53.2%、同35.4%）、「さまざまな課題を抱える子ども・家庭への支援」（同51.4%、同34.5%）など、いずれも「満足度が高い」よりも「満足度が低い」の割合のほうが高くなっています。

就学前児童や小学生の平日のテレビ・ビデオ（ゲームを含む）の1日あたり平均視聴時間は、いずれも「2時間以上」（就学前25.7%、小学生34.6%）が最も多く、半数以上（就学前63.7%、小学生76.6%）の子どもが1日に1時間半以上視聴している状況です。

また、小学生の子どもに自分専用のスマートフォンを持たせている家庭は18.1%で、その理由は「連絡を取るため」が14.9%で最も多くなっています。

平日のインターネット・スマートフォンの1日あたりの平均利用時間をみると、就学前児童、小学生とも「30分以内」（就学前69.9%、小学生44.8%）が最も多くなっていますが、小学生で30分を超えて利用している割合が43.6%と多くなっています。



近年、スマホゲームやネットに依存する子どもの増加が社会問題化しており、小学校低学年の段階から、学校においてインターネットの正しい使い方について教育を進め、ネット利用にあたってセルフコントロールができる能力を習得させるための情報教育が重要です。

◇学校・地域・家庭の連携

ニーズ調査の結果では、子どもに関する悩みごとで最も多いものは、就学前児童、小学生とも「子どもの教育に関すること」（就学前 39.6%、小学生 46.6%）となっています。また、就学前児童の保護者では、子どもが小学校に入学するにあたって、55.1%が不安を感じており、具体的な不安としては「友人関係」（63.9%）や「学校生活全般」（49.0%）などが多くなっています。

一方、身近な地域で子ども同士が交流等を行える場として、「子どもが放課後などに集まって子ども同士で自主活動などができる場」（63.4%）や「子どもに遊びのルールやマナーを教えてくれるところ」（50.8%）が多くなっています。

また、子育てを支援するために必要、あるいは効果があると考えられている事業や活動は、「放課後子ども教室事業」（66.0%）が最も多く、次いで「スポーツ少年団」（33.0%）、「こども会活動」（27.0%）となっています。

関係団体との意見交換では、「今の子どもたちは研究心がない。子どもたちに教えたいという高齢者向けの講座がある。依頼があれば喜んで行ってくれる人がいるし、紹介もできる。学校での部外講師等にどうか」といった提案があり、子どもの学びと成長を支える教育を学校・地域・家庭の相互の取組によって担いながら、教育に関わる大人もともに成長していく取組の推進が重要です。

◇安全で安心な居場所づくり

ニーズ調査の結果では、地域の遊び場についてふだん保護者が感じていることは、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童で 69.6%、小学生で 67.2%と7割近くを占めています。また、地域における子どもの遊び場に満足している保護者は、就学前児童が 24.8%、小学生が 21.4%に対し、満足していない保護者は、就学前児童が 31.8%、小学生が 40.1%で、地域の遊び環境に不満を抱く保護者は少なくありません。

一方、充実してほしい子育て支援サービスの中で、「公園などの屋外の施設の整備」（就学前 56.9%、小学生 43.8%）のほか、就学前児童の保護者では「つどいの広場などの屋内の施設を整備する」（40.9%）が、小学生の保護者では「児童館などの屋内施設の整備」（51.6%）が多くなっています。また、関係団体との意見交換では、「小学生の居場所は地域に絶対必要。こども会も衰退してきており親も入ってこないの何か仕掛けが必要」「子どもが安心して自由に遊べる場がない」「自然と遊べる場所が都市部にあると遊びに行ける」「散歩は子どもが体を使う大事な行為。散歩道の安全対策があるとよい」などの意見があり、子



もたちが安全・安心に過ごせる居場所が求められています。

母親の就労が継続し、現在就学前児童が小・中学校期を迎えた場合、学童保育に対するニーズへの高まりも予想されます。ニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者の就学後の子どもの放課後の過ごし方の希望をみると、低学年時は「習い事」(58.1%)、「自宅」(57.5%)に次いで3番目に「学童保育」(39.3%)が多くなっています。また、小学生の保護者では、現在学童保育を利用している家庭の希望する放課後の過ごし方として「学童保育を利用したい」(74.0%)と7割を占め、平成25(2013)年度調査の59.9%から上昇しています。小学生の母親の就労率の上昇傾向を踏まえると、学童保育に対するニーズの一層の高まりが見込まれ、就学前から小・中学校期に至る切れ目のない保育の提供体制の充実が必要です。

◇子どもの視点を取り入れた社会づくり

中高生を対象に実施した調査(以下「中高生調査」という。)の結果では、地域で役に立ちたい行動として、中学生、高校生とも「年下や同年代からの相談にのる」(中学生38.7%、高校生31.6%)が最も多く、これに次いで、中学生は「災害が起きた時に地域のお手伝いをする」(37.0%)、高校生は「赤ちゃん連れの人やお年寄り、障害のある人などへ、ちょっとした手助けをする」(29.4%)が2番目に多くなっています。このように、地域に貢献したい、役立ちたいという意識を持つ中高生は少なくないと思われることから、様々な活動に関する情報提供をはじめ、参加・体験しやすい条件づくりが必要です。

④ 青年期

◇若者の自立支援

上中条青少年センターやユースプラザには相談窓口が設置されていますが、中高生調査の結果では、これらの施設を利用しない最大の理由として、「施設について知らなかったから」(53.3%)や「一緒に暮らしている人や先生、友人など身近なの方が相談しやすいと思うから」(39.8%)、「行くのが面倒」(33.7%)などが多くなっています。子どもや若者が不安や悩みを抱えても、家庭の中では話しにくい、あるいは話しても解決につながらないといった状況に陥ったり、また相談された親自身も子どもが抱えている問題にどう対処していいのかわからない場合も少なくないと考えられます。市役所や青少年施設に気軽に利用できる相談窓口があることを周知するとともに、話しやすい、相談しやすい窓口となるよう、子ども・若者の声に耳を傾けながら利用しやすい相談窓口の充実に努めることが必要です。

現在の生活に充実感が少ない中高生では、「友だちとよく話している」や「休み時間が楽しい」「部活が楽しい」「学校の先生や友だちに悩みを相談したことがある」の各割合が低く、逆に「我慢をすることが多い」「学校の勉強についてい



けない」「友だちというよりも一人でいることが多い」「いじめられたことがある」「1年間に30日以上、学校に通えなくなったことがある」の各割合が高くなっています。自尊感情が低いと、人間関係を避けたり、チャレンジ精神が発揮できなくなったりし、結果的に成績や業績が下がることなどにつながるとの指摘もあります。何事に対しても積極的に取り組み、豊かな体験を積み重ねていくことを通じて自尊感情を育み高めていくことが重要です。そのような取組の中で、さらに自信をつけ、自身を受け入れ他者をも受け入れていくことで、生活の充実感が高まることにつながっていくものと考えられます。そのためには、子どもたちが夢や目標を持ち、具体的な計画を立て、それに向かって進んでいく力をはじめ、コミュニケーション能力や課題対応能力など、将来、自立した社会人・職業人として求められる能力の育成を支援していくことが必要です。

◇青少年の健全育成

中高生調査の結果では、中高生の約9割が現在の生活は充実していると回答しているものの、多くの中高生が、「もっと自分に自信を持てたらよいと思う」や「今の自分に満足していない」と回答しています。一見、自尊感情が低い中高生が多いように見える一方で、「自分にはいいところがある」や「自分には得意なことがある」「何をやっても失敗するのではとは思わない」「自分は役に立つ人間だと思う」「自分は他の人より劣っていない」と自己評価している中高生は少なくありません。

また、家族などとの会話の頻度が多いほど、生活に対する充実感が高い傾向がみられることから、子どもたちが気軽に集い、多様な人たちとのコミュニケーションを通じて、生き方が内向きにならないよう支援することが必要です。

◇体験活動の充実

中高生調査の結果では、中高生とも、平日はパソコンやスマートフォンなどを使って過ごすことが9割前後を占めるとともに、中学生は部活動や勉強などをして過ごすことが多く、高校生は友人との交遊が主流となっています。休日の過ごし方も平日と概ね同傾向で、学校以外の時間の希望する過ごし方として、高校生は「何もしないでのんびりする」(50.6%)が多いのに対し、中学生は室内で過ごすことのほか、スポーツや旅行などへの関心が高く、高校生に比べ活動的です。

また、学校以外の活動に参加したいと思うきっかけとしては「楽しそう」がポイントとなっています。本市には上中条青少年センターや多世代交流センター、ユースプラザなどの公共施設が整備されており、これら施設の利用のメリットとして“無料”や“便利”“楽しい”が挙げられています。一方、公共施設を利用しない最大理由として、「施設について知らなかったから」が最も多くなっています。これら施設を楽しい居場所として子どもたちに活用されるよう周知とともに、子ども・若者のニーズに沿った機能の充実を図ることが必要です。



(2) 社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開

◇ひとり親家庭支援

関係団体との意見交換では、母子家庭に対する就労支援、特に技能講習の受講の利便性などについて意見がありました。具体的には、「土曜日にわざわざスキルアップするために、子どもを置いてまで受講か」「今はまだ小さいし小学生でそばにいてあげたい時期でもあるから、講座を受けない人が多いのではないのか」「介護職員初任者研修の勉強は、土曜日の朝から晩までになるので、就学前の子どもだけでなく、小学生も預かる体制を取るなどすれば受講すると思う」「看護師をめざすための講習会へ行っている方が、朝早く家を出ないといけないため、子どもを預けるところがない」など、子どもを預けるところがないために講習会等への参加をためらっている保護者は少なくありません。また、「研修後も就職に結びつけてくれるようなフォローがあれば、就職につながるという気持ちになり講習会を受けやすくなるのではないか」といった意見がありました。小さな子どもがいても講習を受けやすい体制や、講習受講後のフォロー体制の充実が求められています。

◇障害のある子どもを養育する家庭への支援

平成28(2016)年度に実施した「茨木市保健福祉に関するアンケート調査」の「障害児通所支援サービス利用者調査」の結果では、日頃子どものことで、「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきに手助けしてもらえる」(52.1%)、「日常的にご自身や配偶者の親、親せきに手助けしてもらえる」(26.4%)が多い一方で、「手助けしてもらえない人がいずれもない」(20.8%)が5人に1人となっています。

また、「フルタイムで働く母親(育休等の休み含む)」(10.6%)は、就学前児童の30.0%、小学生の25.2%に比べると低く、子どもを預けて働く環境は十分ではありません。さらに、「地域子育て支援センターやつどいの広場などを利用したことがない」(38.9%)が約4割で、利用しない理由は「内容が合わない」(21.6%)が最も多くなっています。情報提供の面では、本市が発行する「子育て支援情報誌(子育てハンドブック)」について認知率・利用経験率のいずれも就学前児童の保護者の割合に比べかなり低く、また悩んでいることでも「サービスの情報」(25.7%)となっています。障害の特性に応じたサービスや情報提供の充実が必要です。

子育て支援サービスの利用状況をみると、0～6歳児は「児童発達支援事業」(0～3歳72.0%、4～6歳71.0%)が、7歳以上の子どもは「放課後等デイサービス」(7～9歳88.9%、10～12歳93.8%、13歳以上96.8%)が、それぞれ最も多くなっています。また、今後の子育てサービスの利用意向について、6歳までの年代は「小学校(通常学級・支援学級)」(0～3歳52.0%、4～6歳41.9%)が、7～9歳は「放課後等デイサービス」(15.6%)が、10～12歳は「支援学校」(37.5%)が、13歳以上では「相談支援事業」(25.8%)がそれぞれ最も多くなっています。現在利用中の通所支援サービスについて、「すぐに利用できた」(32.0%)が最も多くなっ



ていますが、利用までに1か月以上かかっている場合が38.1%を占めています(「3か月以内」30.0%、「6か月以上」8.1%)。

障害の有無に関わらず、すべての子どもが夢や希望を持ち、社会の一員として自立し、主体的に社会に参画できるよう一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる支援の推進が必要です。

◇児童虐待防止

ニーズ調査の結果では、子育てについて「楽しいと感じている」保護者の割合は、就学前児童が62.2%、小学生は58.1%となっています。就学前児童の保護者の場合、気軽に相談できる人がいる保護者のほうが、いない人に比べ、楽しいと感じている割合が高くなっています。また、相談できる人がいない保護者では「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることが多い」の割合が高くなっています。就学前児童の保護者で、子育てに関して日頃悩んでいることは、「子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうこと」が27.6%で、「自分の時間が十分取れないこと」(45.2%)、「子育てにかかる出費がかさむこと」(37.1%)に次いで3番目に高くなっています。

また、同じく就学前児童の保護者のうち、近所で子どもの話をする人がいないが約4人に1人、子育てが地域の人に支えられていないが約5人に1人となっています。地域のつながりの希薄化や身近なところで子育てについて相談できる相手がないなどによる孤立は、養育力の低下や児童虐待の要因となると考えられます。多くの地域住民が子どもたちの健やかな成長や子育てへの関心・理解を深め、地域において子どもを見守り育てていくことができるまちづくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

さらに、関係団体の意見交換の中で、子育てに疲れた母親などからの相談対応について、「児童虐待に向けた相談業務をSNSとするなら、24時間対応が必須」や「窓口での相談の際は、『それは難しい』など一言で終わらせるのではなく、相談員が『こういう場合はこうすればよい』といった適切な助言を与えることができるようスキルアップすることが必要」などの意見が出されています。

◇子どもの貧困対策など支援が必要な子ども・若者や家庭への支援

平成28(2016)年度に大阪府が実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果では、大阪府内全自治体における相対的貧困率は14.9%と報告され、特にひとり親世帯では、この率はさらに高まっているものと考えられます。

世帯の経済状況や生活状況は、子どもには責任はないことから、世帯の状況にかかわらず、すべての子どもや子育て家庭が、貧困に苦しむことがなく、生きる力を備えることができるよう支援することが必要です。

中高生調査の結果では、一緒に暮らしている人の手伝いや世話をしている割合は、高校生に比べ中学生で高く、中高生とも母親の手伝いが9割を占めています。



その手伝いの中で、トイレの手助けやおむつの交換、衣服の着脱、移動の手助け、服薬の手助けなどを行っている中高生は、全体の中では少数ですが、買い物や料理、食事の後片付け、洗濯、掃除などの家事も併せて行っている割合が高くなっています。また、「勉強をみること」や「遊び相手」「保育所・幼稚園・学童保育・習い事などの送り迎え」などの割合も高くなっています。

調査結果から、いわゆる「ヤングケアラー」に該当する子どもたちが少数ですが存在することが示唆されています。このような子どもたちの実態の把握に努めるのはもちろんのこと、ケアを行う子どもの不安や悩みに対して、教育や福祉、医療などの関係者が意識して対応していくことや、子どもの話にしっかり耳を傾けて一緒に解決策を探る取組が重要と考えられます。

19～39歳の若者を対象に実施した調査の結果では、現在「ひきこもりリスクがある人」は1.5%で、そのうち男性が2.8%、女性が0.7%、年代別では19～24歳が2.8%で最も高くなっています。

また、ひきこもり状態になったきっかけは「学校になじめなかった」(28.6%)や「職場になじめなかった」(28.6%)、「人間関係がうまくいかなかった」(28.6%)などが多くなっています。その背景には、精神疾患や発達障がいなどがある場合も少なくなく、それによりひきこもり状態が長期化する場合もあるとされています。また調査結果では、ひきこもりの状態になってからの期間が「7年以上」の若者もおり、ひきこもりは長期化すればするほど、学校関係者や友人から疎遠になり、支援が困難になるおそれがあります。そのため、ひきこもりの初期段階から学校関係者や地域の支援者、行政機関等が包括的に関わり、社会との関係を維持できる支援体制の充実が必要です。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展開

◇意識啓発

ニーズ調査の結果では、仕事と子育てを両立させる上での課題として、「子どもと接する時間が少ないこと」や「配偶者の協力が得られないこと」が子育てと仕事を両立させる上での課題の上位となっています。

父親の平日の就学前の子どもと接する時間をニーズ調査の結果で見ると、母親に比べかなり少なく、不十分であるとの評価が多くなっています。また、父親の家事に関わっている時間も短くなっており、このような傾向は、平成 25(2013)年度調査の結果からほとんど変わっていません。

男性が子育てなどにおいて「参加」というサポートではなく、「主たる」役割を担う存在となることが求められます。母親と同じように子育てに関わることを推進するため、男性の働き方の見直しとともに、男性を対象とした「男性の子育て支援プログラム」の充実が必要です。

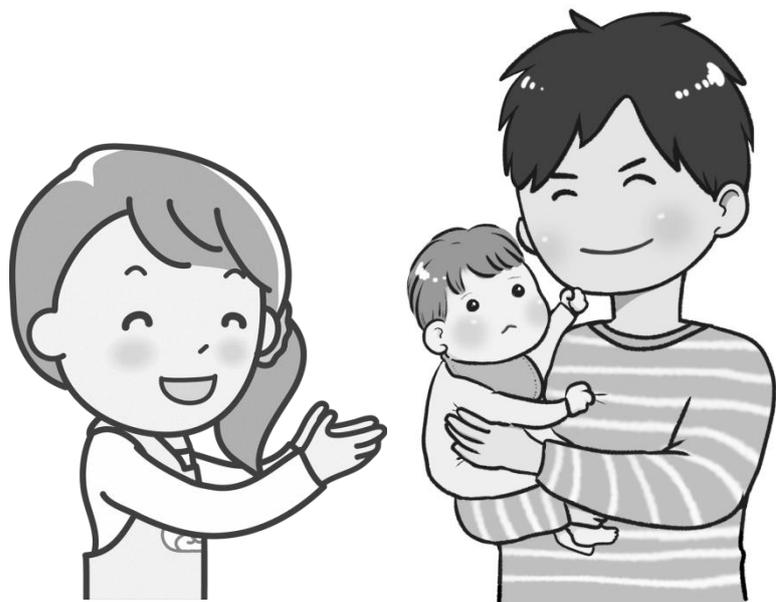


◇職場環境の改善に向けた支援

ニーズ調査の結果では、就学前児童の就労する母親の育児休業の取得状況は、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」割合は33.7%で、平成25(2013)年度調査の29.6%からやや上昇しているものの、父親の取得率は3.8%(平成25(2013)年度調査2.7%)と依然低いままとなっています。母親の育児休業を取得しなかった理由は「収入減となり、経済的に苦しくなる」(28.6%)、「職場に育児休業の制度がなかった」(28.6%)、「出産後すぐに仕事に復帰したかった」(25.0%)、「保育所などに預けることができた」(21.4%)などが上位となっています。また、育児休業を取らず離職した理由は「子育てや家事に専念するため」(30.5%)に次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」(22.1%)が2番目に多く、子育てと仕事の両立支援に対する職場の理解が必ずしも十分でない状況がうかがえます。

一方、子育てを「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」または「つらいと感じることの方が多い」と回答した保護者では、就学前児童、小学生児童とも「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」(就学前38.1%、小学生41.6%)が子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策としていずれも最も多くなっています。

仕事と子育ての両立支援等、企業における働きやすい職場づくりを促すための取組が必要です。





3 子ども・子育てワークショップで出された意見

(1) ワークショップの実施概要

① 実施目的

本計画において次世代育成支援に関する施策推進の観点から重要課題として
いる2つのテーマ（「いばらき版ネウボラに期待すること：利用者からみた切れ
目ないサポート」「地域の支え合い：地域で多世代の支え合いについて考える（教
育・福祉・地域連携含む）」）について意見・アイデアを求め、本計画での施策に
反映することを目的に実施しました。

② 実施時期

・令和2年1月27日（月）午後6時25分から7時55分

上記2テーマに関する問題点・課題の洗い出しを行い整理

③ 参加者・実施方法

・参加者：こども育成支援会議委員（出席人数：17人）

1グループ（1テーブル）×5、6人でグループ分け、3テーブルセッティ
ング

各テーブルにファシリテーター（進行）2人配置

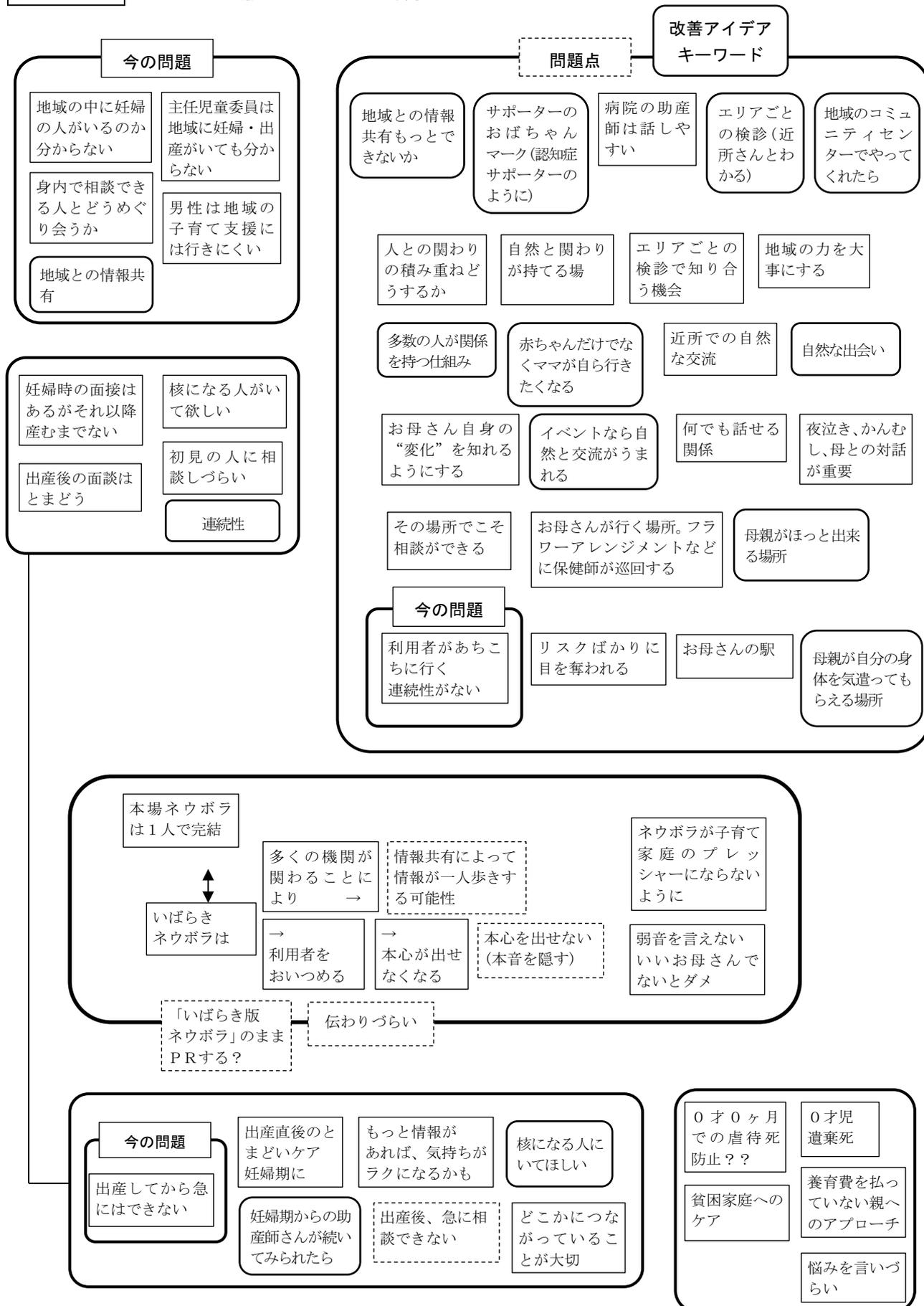
・方法：グループワーク方式（こども育成支援会議の場を活用し、2つのテーマ
ごとに自由に意見・アイデアを出し合い、相互理解を深めるとともに、本計画
の施策を検討するにあたってのヒントを得ました。）

グループA : 「いばらき版ネウボラに期待すること：利用者からみた切れ
目ないサポート」

グループB・C : 「地域の支え合い：地域で多世代の支え合いについて考える
（教育・福祉・地域連携含む）」

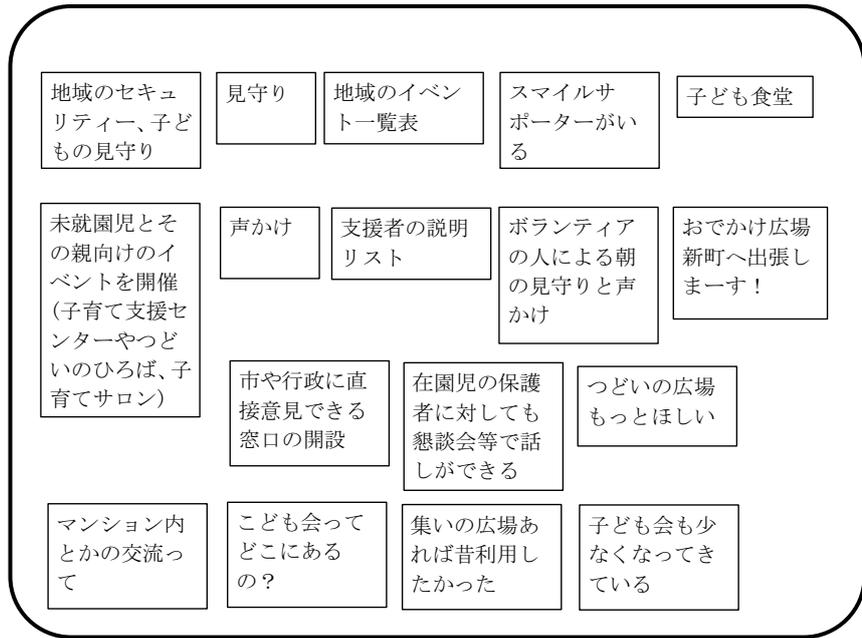
(2) ワークショップで出された意見

グループA いばらき版ネウボラに期待すること

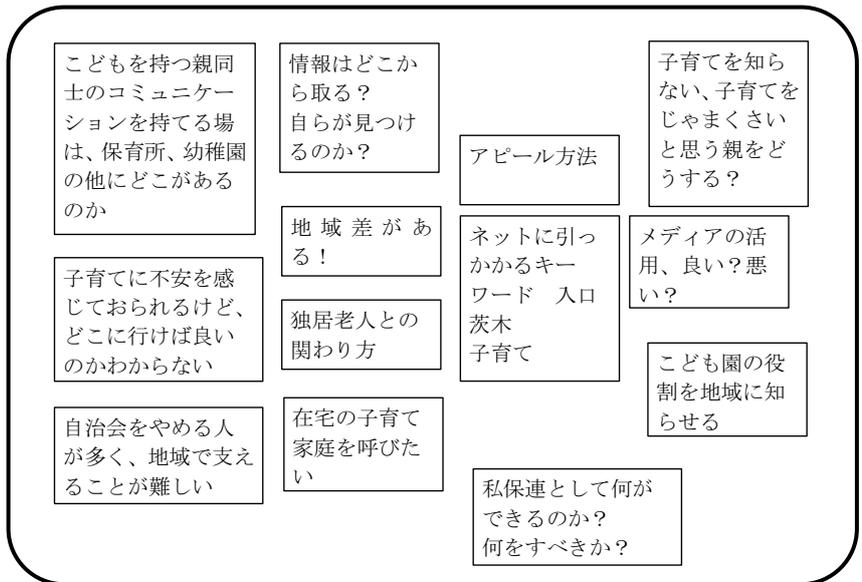




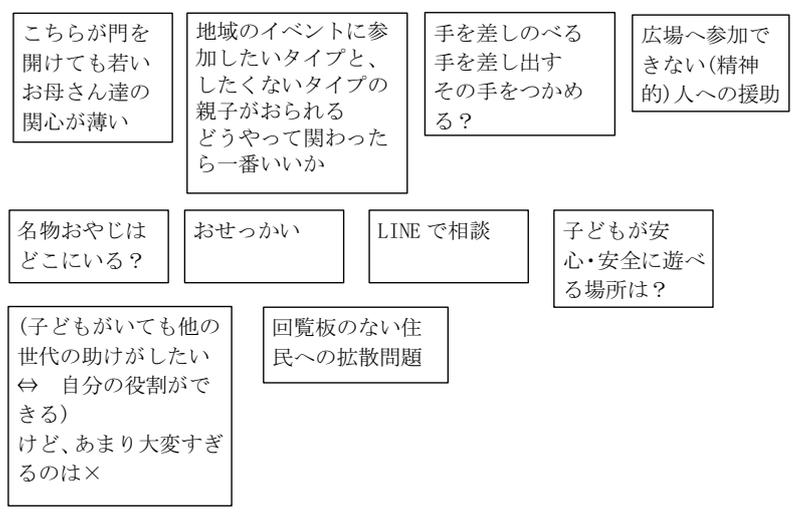
グループB 地域の支え合い：地域で多世代の支え合いについて考える



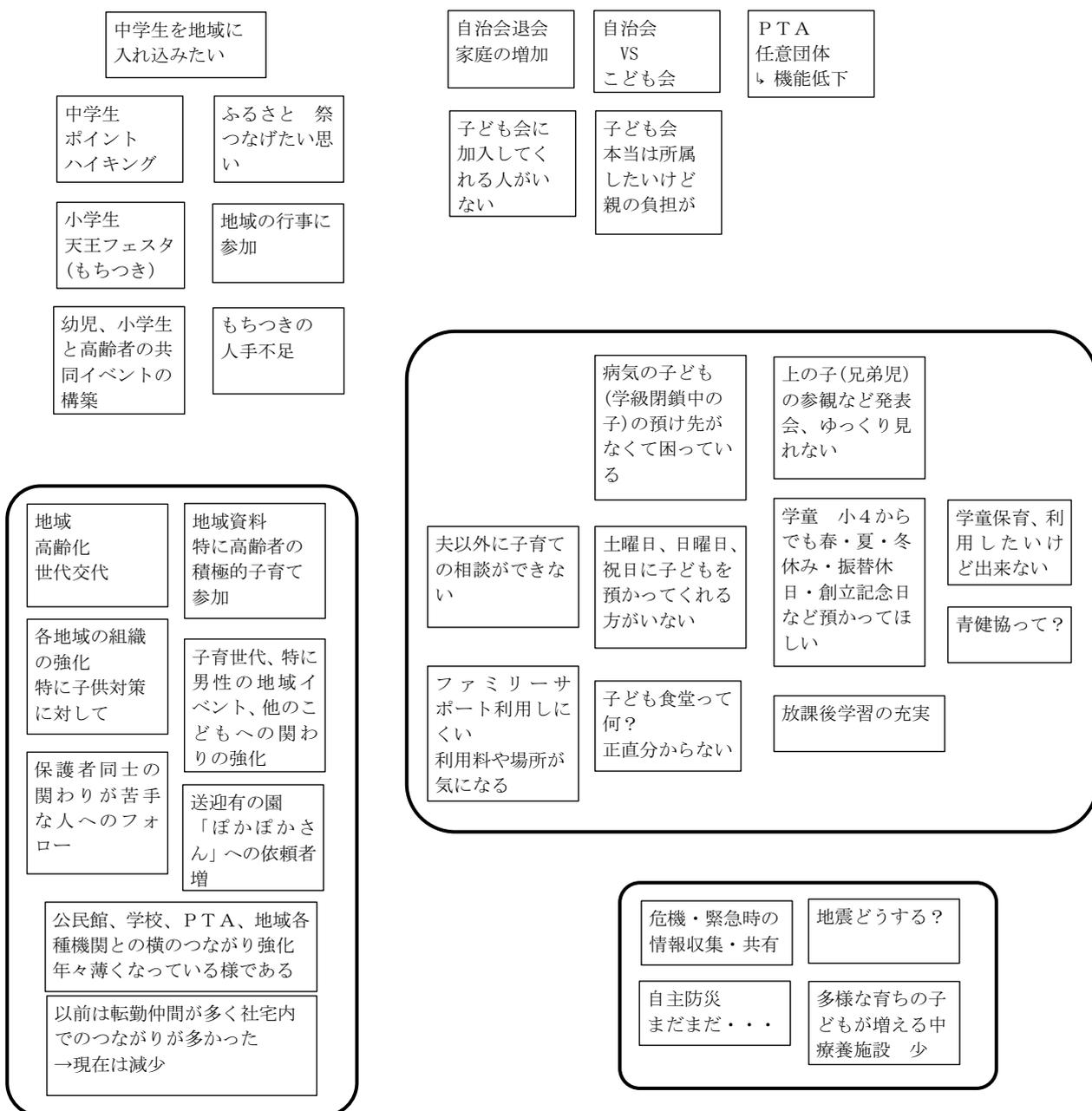
- いいことあるよ 茨木の子育て (それはポイント)
- ものも思いもたまる 子育てポイント
- 子育て満足度 99%
- 色々発見あるよ! 茨木の子育て! 答えはポイント



- キーワードはポイント
- 母子手帳の配布時が



グループC 地域の支え合い：地域で多世代の支え合いについて考える



つぎなる茨木
つながる茨木



4 茨木市こども育成支援会議条例

平成25年9月27日

茨木市条例第37号

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策の総合かつ効果的な推進を図るため、茨木市こども育成支援会議(以下「こども会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 こども会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条第2項第3号及び第5号において「法」という。)

第77条第1項各号に掲げる事務

(2) 次世代育成支援行動計画その他次世代育成支援対策に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議すること。

(組織)

第3条 こども会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) 法第6条第2項に規定する保護者

(4) 事業主又は事業主の推薦する者

(5) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 こども会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、こども会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 こども会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 こども会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 こども会議の庶務は、こども育成部において処理する。

(秘密の保持)

第8条 こども会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、こども会議の運営について必要な事項は、会長がこども会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(茨木市附属機関設置条例の一部改正)

2 茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表市長の附属機関の表茨木市次世代育成支援推進協議会の項を削る。

(茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例(平成21年茨木市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「次世代育成支援推進協議会委員」を「こども育成支援会議委員」に改める。



5 茨木市こども育成支援会議の開催経過

回	開催日	主な議事内容等
第27回	平成30(2018)年 8月20日(月)	(1)報告事項 ・保育所等の入所に係る利用調整指数表について (2)協議事項 ・次世代育成支援行動計画(第3期)平成29年度実施状況報告書(案)について
第28回	平成30(2018)年 10月26日(金)	(1)次世代育成支援行動計画(第4期)策定に関わる市民意識ニーズ調査について (2)次世代育成支援行動計画(第3期)平成29年度実施状況報告書(案)について
第29回	平成30(2018)年 11月27日(火)	協議事項 (1)次世代育成支援行動計画(第3期)平成29年度実施状況報告書(案)について (2)次世代育成支援行動計画(第3期)「未来は変えられる」～子どもの貧困対策～平成29年度実施状況について 報告事項 (1)茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査アンケート(最終版)について
第30回	平成31(2019)年 2月25日(月)	報告事項 (1)茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画について (2)〈仮称〉茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)策定に関わる市民意識ニーズ調査について (3)子ども・子育て支援法に基づく基本指針について 子ども・子育て支援法に基づく基本指針概要 (4)「量の見込み」の算出について 討議事項 (1)教育・保育提供区域について (2)茨木市次世代育成支援行動計画(第3期)PDCA確認シート(案)、〈仮称〉茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)目標設定シート(案)について (3)統計データ・資料について (4)〈仮称〉茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)骨子(案)について・



回	開催日	主な議事内容等
第31回	平成31(2019)年 3月28日(木)	報告事項 (1)茨木市 待機児童解消保育所等整備計画 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用定員の確認について 討議事項 (1)市の現況について (2)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)策定に 関わる推計児童人口について (3)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)策定に 関わる市民意識ニーズ調査報告書について (4)教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量 の見込み」について
第32回	令和元(2019)年 6月27日(木)	会議案件 (1)量の見込みの算出について 報告案件 (1)幼児教育・保育の無償化の動きについて (2)夏季休業期間の預かり事業について
第33回	令和元(2019)年 8月29日(木)	会議案件 (1)量の見込み及び確保方策について (2)各団体との意見交換報告について (3)茨木市次世代育成支援行動計画(第3期)PDCA結 果報告書(案)について
第34回	令和元(2019)年 9月27日(金)	会議案件 (1)茨木市次世代育成支援行動計画(第3期)PDCA結 果報告書(案)について
第35回	令和元(2019)年 10月25日(金)	会議案件 (1)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)実施事 業(案)について (2)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)素案に ついて 茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)構成案 について
第36回	令和元(2019)年 10月30日(水)	会議案件 (1)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)実施事 業(案)について (2)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)素案に ついて
第37回	令和元(2019)年 12月23日(月)	会議案件 (1)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)案(諮 問)について



回	開催日	主な議事内容等
第38回	令和2(2020)年 1月27日(月)	会議案件 (1)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)素案について (2)ワーキング・ミーティング ①地域での支えあい ②いばらき版ネウボラに期待すること
—	令和2(2020)年 2月1日(土) ～2月21日(金)	パブリックコメント実施(市民意見募集)
第39回	令和2(2020)年 3月23日(月)	会議案件 (1)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)案パブリックコメント結果について (2)利用定員の確認について (3)学力向上の取組について (4)子ども読書活動推進計画について



6 茨木市子ども育成支援会議委員名簿

(令和元年(2019)年9月30日まで)

	区分	所属団体等	役職	氏名
1	市民			えすが よういち 江菅 洋一
2		就学後から18歳未満のこどもの保護者		やの ただし 矢野 正
3		放課後児童健全育成事業(学童保育)を利用している児童の保護者		よしだ よしこ 吉田 佳子
4	学識経験者	平安女学院大学	准教授	ふくなが ひでひこ 福永 英彦
5	保護者	つどいの広場利用者	(ぱれっとひろば大池)	たなか あやか 田中 綾香
6		茨木公立保育所保護者会連絡会	会長	にしたに ちさと 西谷 千理
7		私立保育園・ 私立認定こども園保護者		こばやし りえ 小林 梨恵
8		茨木市PTA協議会(幼稚園)	副会長	かたやま えりか 片山 絵里香
9		茨木市私立幼稚園保護者	(茨木みのり幼稚園)	かじ みな 梶 美奈
10		茨木市立児童発達支援センター あけぼの学園 親の会	会長	みま ゆか 美馬 ゆか
11		茨木市PTA協議会(小・中学校)	副会長	もり ともこ 森 智子
12	事業主又は 事業主の推薦する者	株式会社 原田設備	代表取締役	はらだ つよし 原田 強
13	子ども・子育て支援に従事する者	茨木つどい連絡協議会	代表	なかむら くみ 中村 久美
14		子育てサロン関係者	(耳原地区福祉委員会)	しもだいら けいこ 下田平 敬子
15		茨木市私立保育園連盟	会長	みすみ ともあき 三角 智昭
16		茨木市私立幼稚園連合会	茨木高美幼稚園 園長	きむら かおる 木村 薫
17		児童養護施設 レバノンホーム	施設長	くりもと かずみ 栗本 一美
18		放課後子ども教室代表者連絡会	(耳原小学校区放課後子ども教室実行委員会)	むねきよ しょうぞう 宗清 勝三
19		茨木市民生委員児童委員協議会	監事	にし のつじ いさお 西之辻 功
20		茨木市青少年指導員連絡協議会	会計	かわた まりこ 河田 真理子



(令和元年(2019)年10月1日現在)

	区分	所属団体等	役職	氏名
1	市民			しばた かつら 柴田 桂
2		就学後から18歳未満のこどもの保護者		やまと みさき 山戸 美咲
3		放課後児童健全育成事業(学童保育)を利用している児童の保護者		にしまつ ゆか 西松 由香
4	学識経験者	平安女学院大学	准教授	ふくなが ひでひこ 福永 英彦
5	保護者	つどいの広場利用者	(ふくろう 広場)	うえだ ゆうか 植田 友香
6		茨木公立保育所保護者会連絡会	会長	やまね みさき 山根 美咲
7		私立保育園・ 私立認定こども園保護者		うえき さやこ 上木 小綾子
8		茨木市PTA協議会(幼稚園)	副会長	いまなか やすこ 今中 靖子
9		茨木市私立幼稚園保護者		まえだ ゆかり 前田 由香利
10		茨木市立児童発達支援センター あけぼの学園 親の会	会長	かとう としこ 加藤 敏子
11		茨木市PTA協議会(小・中学校)	副会長	もり ともこ 森 智子
12		事業主又は 事業主の推 薦する者	(株)西川印刷所	
13	子ども・子育て 支援に従事する者	ななつ星きらきらひろば(山手台 地区福祉委員会)	代表	うえみち もとこ 上道 元子
14		子育てサロン関係者	(耳原地区 福祉委員会)	しもだいら けいこ 下田平 敬子
15		茨木市私立保育園連盟	会長	みすみ ともあき 三角 智昭
16		茨木市私立幼稚園連合会	茨木高美幼 稚園 園長	おおもり ともみ 大森 智美
17		児童養護施設 子供の家	施設長	ふなき こうじ 舟木 康二
18		放課後子ども教室代表者連絡会	(耳原小学 校区放課後 子ども教室 実行委員会)	むねきよ しょうぞう 宗清 勝三
19		茨木市民生委員児童委員協議会	監事	にし のつじ いさお 西之辻 功
20		茨木市青少年指導員連絡協議会	会計	かわた まりこ 河田 真理子



7 用語説明

	用語	解説	初出頁
あ	アンガーマネジメント講座	1970年代にアメリカで生まれたとされている怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、心理トレーニングのことです。	18
い	いのちの教育推進交付金	茨木市立中学校が取り組む「命の大切さ」に関する体験活動等に対し、市が交付金を交付することにより、生徒の自他の生命を尊重する心の教育を推進することを目的としています。	21
	茨木市公共施設等マネジメント基本方針	(P224「①茨木市公共施設等マネジメント基本方針」参照)	33
	茨木市国際親善都市協会	茨木市と姉妹並びに友好都市及びその他の都市との交流を通じて、都市相互間における市民文化の向上につとめ、市民相互の理解と連帯を密にし、友好・親善の促進をはかり、市民福祉の向上と世界平和に寄与することを目的とした民間団体のことです。	26
	茨木市国際親善都市協会青少年活動室	市内の青少年に英語に親しむ機会を提供することによって、国際社会に対応した青少年の育成に資することを目的とした同協会内の団体のことです。	72
	茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画	平成29(2017)年度に策定した「茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想」において示した内容をより具体化するものとして、利用者等へのヒアリングやアンケート、また、市民ワークショップや広場の社会実験など、様々な形での対話や参加を得ながら、施設機能、ゾーニング、管理運営や事業の進め方について検討し、まとめたものです。	33
	茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例	障害のあるなしに関わらず、お互いの人権や尊厳が大切にされ、支え合う「共に生きるまち茨木」を実現するため、障害者差別の解消や、言語としての手話を含む多様なコミュニケーション手段の推進など、障害のある人に関わる多様な内容について総合的に定めた条例<平成30(2018)年4月施行>です。	28
	茨木市進学対策委員会	茨木市立中学校全校の進路指導担当教員を中心に構成され、茨木市全体の高等学校等進学に関する事項について情報共有などを行う組織です。	23
	茨木市人権教育推進プラン	「茨木市人権教育基本方針」をもとに、人権教育を推進するために平成15(2003)年3月に作成し他プラン。学習者が主体的に学ぶ多様な指導方法、教職員の体制づくりなど様々な人権問題の解決に向けた教育を総合的に推進するためのものです。	54
	茨木市人権保育カリキュラム	平成15(2003)年に策定された「茨木市人権保育基本方針」に基づき、すべての保育所において、人権尊重の意識と行動の基礎を培うとともに、乳幼児期の子どもの人格や個性が尊重され、成長・発達を保障するための指針です。	54
	茨木市総合計画	長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で、行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、市民と行政の共通の将来目標となるものです。	4
茨木市総合保健福祉計画	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画です。	5	



	用語	解説	初出頁
	茨木市多世代近居・同居支援事業	多世代が支え合って暮らせるまちづくりを促進し、本市への定住を図ることを目的に、市外在住者のうち多世代が市内で近居又は同居するため住宅を取得するもの及び同居するため住宅のリフォーム工事を行うものに対し、補助金を交付する事業です。	19
	茨木市男女共同参画計画	男女が対等な立場で社会を支え、責任と利益を分かち合う社会の実現に向けて、市の施策の方向と推進のための方策を明らかにし、男女共同参画社会の実現をめざした計画です。	5
	茨木市特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体が策定する計画で、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するために策定する計画です。	32
	茨木市配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、DVに関する相談、情報提供、被害者の安全確保や一時保護及び自立支援などを行うDV被害者支援専門機関です。	30
	茨木っ子プラン 22	平成20(2008)年度から実施した第1次学力向上3カ年計画です。「ゆめ力」「自分力」「つながり力」「学び力」の「子どもに育みたい4つの力」と「学習事項の定着」を目的としています。	99
	茨木発人権学習授業プラン集パート2	様々な人権課題について、すべての学校で共通して取り組むことができるよう、茨木市教育研究会人権教育部会とともに作成したものです。	21
	いばらき版ネウボラ	子育て世代包括支援センターを中核とした妊娠期からの子育てを切れ目なく支えるための新たな相談支援体制のことです。 (P226「③施設空間の具体的な方向性～子育て支援機能『いばらき版ネウボラ』～」参照)	33
	インクルーシブ	Inclusive 包含しているさま。含んでいるさま。包括的を意味します。	42
	インセンティブ	人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激。行動を促す動機付けを意味します。	103
え	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネット上の交流を通して、人と人のつながりを形成するサービスのことです。	84
	MR	麻疹風しん混合ワクチンのことです。第2期は小学校入学の前年(通常、幼稚園、保育所児の最年長児)1年間に1回接種します。	53
お	大阪府子ども総合計画	「こども・未来プラン」後期計画の理念を継承しつつ、「こども・子育て支援新制度」にも対応した計画として、平成27(2015)年度を初年度として、令和6(2024)年度を目標とする10年間を見据えた計画です。	5
	オレンジリボンキャンペーン	児童虐待とその通告に対する理解を深めるため、「児童虐待の防止」のシンボルとしてのオレンジリボンを広めようという取り組みです。	79
か	介護職員初任者研修	介護職員初任者研修とは、介護の基礎知識・スキルを証明するための入門資格として位置づけられています。平成25(2013)年4月の制度変更により「ホームヘルパー2級」から名称が変更されています。	28



	用語	解説	初出頁
	学力・体力向上3カ年計画（茨木っ子ジャンプアッププラン28）	茨木型保幼小中連携教育を根幹として「学習事項の定着」「ゆめ力」「自分力」「つながり力」「学び力」「体力」を育成し、「知・徳・体」の調和のとれた人間形成を進める第3次学力・体力向上3カ年計画です。	91
	家計改善支援事業	生活困窮者自立支援制度の事業。失業や借金など根本的な課題を把握し、家計状況に合わせた支援計画の作成、関係機関へのつなぎ、必要に応じた生活福祉資金の貸付利用などの支援を行う事業です。	31
	学校応援サポートチーム	いじめ対策指導員や専門家等をサポートチームとして派遣し、学校だけでは対応が難しい事案が発生した場合の支援や日常的な訪問による学校支援を行います。	23
	家庭教育学級	児童をもつ保護者が、家庭教育の重要性を認識し、家庭において子どもの育成をはかるために必要な知識と技能を学習する学級です。 各小学校単位で開設し、各学級とも年間を通して子育てや人権などの学習、情報交換などの活動に取り組んでいます。	24
	加配指導員	条例上配置する必要のある1支援の単位（クラス）あたり2人の学童保育指導員に加えて、配慮の必要な児童等の状況に応じて配置する指導員をいいます。	29
	寡婦・寡夫控除のみなし適用	税法上の寡婦（夫）控除が適用されない「婚姻歴のないひとり親家庭」を対象に、障害福祉サービスや子育て関連サービス等の利用料等の算定において、寡婦（夫）控除をのみなし適用する制度です。	28
	上中条青少年センター	市内在住・在学・在勤の青少年や青少年の育成を図る目的で青少年対象の事業を実施する団体などがご利用できます。主催事業は子どもセミナー、観劇会、ミキシング講習会などがあります。個人では自習目的の学習室や友達と集う場としてラウンジが利用できます。 所在地：上中条二丁目11-22 （P68「1324.上中条青少年センターの運営」参照）	24
	カリオスタット	むし歯のなりやすさの検査です。	52
き	キッズスポーツデー	子どもたちのスポーツに対する関心を高めるため、一日でたくさんのスポーツを体験できる場を提供するとともに、各競技の教室やチームについて紹介し、スポーツに取り組みきっかけをつくるイベントです。	23
	キャリア教育	主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観・職業観を身に付け、将来直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育です。	23
	キャリア教育全体計画	小中学校におけるキャリア教育を推進するための全体計画です。	23
	キャンプカウンセラー	青少年野外活動センターで青少年を中心とした利用者の指導・助言を行う大学生スタッフのことです。四年制大学の1～4年生約80人で構成されており、青少年指導者としての育成も目的としています。キャンプ活動だけでなく、子ども会の活動援助や支援の必要な子どもを対象とした事業の補助なども行っています。	26
	緊急一時保護施設（シェルター）	ドメスティック・バイオレンスや虐待等の被害者を緊急一時保護する施設のことです。シェルターの機能は、暴力という極限の緊張状態から逃れてきた被害者に安全な場所を提供し、心とからだを癒しながら将来の方針についての自己決定を支援します。	101



	用語	解説	初出頁
け	健康いばらき 21・食育推進計画	茨木市総合保健福祉計画の分野別計画で、健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指し、生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防の推進に向けた具体的な目標を定めた計画です。	5
	健康福祉セーフティネット	地域で援護が必要な人を発見し、相談や見守りにつなげるためのネットワークのことです。小学校区ごとに設置し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が関係機関等と連携・協力して運営しています。	20
こ	口腔保健	歯と口の健康を保つことは、健康で質の高い生活を営む上で、重要な役割を果たしており、日常生活の中で歯科疾患予防に向けた取組を行うことです。	17
	合計特殊出生率	女性の15歳から49歳までの各歳ごとの出生率（母の年齢別出生数÷年齢別女子人口）を合計したものです。一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数に相当します。	1
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画です。	5
	国際理解教室	留学生を講師に迎え、さまざまな国の言葉・遊び・衣装や楽器など、文化について交流したり、児童・生徒が日本の文化について発表をする授業です。	21
	「子育て」と「親育ち」	地域社会で子育てを行いながら、子どもだけでなく、親も一緒に育っていくという考え方です。	41
	子育て安心プラン	待機児童解消等のための国の新たなプランです。平成29(2017)年5月31日に総理より発表されました。	1
	子育てサポーター	子育てサークルや子育てサロンなど、親子の集まる場に向き、親子遊びやサークル活動がより楽しくなる遊び方などを紹介するボランティアのことです。	20
	子育てサロン	主に0～3歳の未就園・未就学児とその親が、地域の中で活動を通じて子育てを楽しみながら仲間を作り、互いに支え合う場です。地区福祉委員会の福祉委員を中心としたボランティアが見守る中、おもちゃで遊んだり、保護者同士でお話をしたり、自由に過ごすことができます。地区によっては、保健師による相談や、子育てサポーターによる遊びの提供もしています。申し込みは不要です。	15
	子育て世代包括支援センター	地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する拠点として、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関して包括的な支援を行います。（P92「子育て世代包括支援センター」参照）	8
	子育てバリアフリー	子育てを支援する生活環境の整備のことです。公共施設や交通機関、公園、商業施設などで、妊婦や小さな子どもを連れた人が快適に利用できる環境をつくろうという取り組みです。	86
子育てハンドブック	子育て中のサービスやお出かけ先、各種相談先、子育てに関する施設の情報等を掲載した本市の子育て情報誌です。	18	
子ども“わいわい”ネットワーク茨木	市内の子育て支援事業を行う民間団体の連携により発足した組織です。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、より身近で地域に根ざした子育ての総合支援を幅広く展開されています。	20	



用語	解説	初出頁
子ども・若者自立支援センター	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、相談支援を行う専門機関です。 (P70「1402. 子ども・若者自立支援センター」参照)	25
こどもエコクラブ	子どもたちが環境保全活動や環境学習を行うことにより、環境問題の解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする取組で、3歳から高校生までのメンバーと活動を支える大人でクラブを作ります。クラブは、(公財)日本環境協会に登録し、環境省や地方自治体などが活動を支援しています。	23
こども健康センター	茨木市こども健康センター1階及び2階では母子健康手帳の交付のほか、乳幼児の健診や相談等の母子保健事業や予防接種事業を実施しています。 また、安心して子育てができるよう妊娠・出産・子育てに関する相談窓口として子育て世代包括支援センターを併設しています。 なお、3階では児童発達支援事業所すくすく親子教室を運営しています。 所在地：春日三丁目13-5	8
子ども・子育て関連3法	次の3法を指します。 ○子ども・子育て支援法 ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 ○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	1
こども食堂	地域で子どもに家庭的な雰囲気のある食事、学習、交流の場を安価で提供する取組です。	31
子どもの安全見守り隊	児童の登下校時に、校区内の巡視などを行うことにより犯罪を抑止し、児童の安全を守ることを目的に、各小学校区ごとにつくられた団体です。	24
子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの現在と将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進するために制定された法律<令和元(2019)年一部改正>です。	1
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、作成することとされた計画です。(努力義務)	2
子供の未来応援国民運動	内閣府、文部科学省、厚生労働省、日本財団が中心となって立ち上げた子どもの貧困対策の支援を進める運動で、生まれ育った環境によって、教育の機会が得られずに将来の可能性が閉ざされてしまう子どもたちや健やかな成長を育むための衣食住が十分確保されていない子どもたちに貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもたちがそれぞれの夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して取り組んでいる全国的な国民運動です。	89
子ども・若者育成支援推進法	教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援対策の総合的推進と、ニートやひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを主な目的とした法律です。ニートやひきこもり等に対して関係機関が現場レベルにおいてより一層連携して支援する地域協議会の仕組みが定められたことが特色になっています。	2



	用語	解説	初出頁
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法に基づき、作成することとされた計画です。（努力義務）	2
	個別支援計画（子育てプランシート）	母子健康手帳交付時にすべての妊婦を対象に、妊婦等が妊娠や出産、子育てに向けて、自身や乳幼児等にとって必要とする母子保健や子育て支援サービスを適切に選択して利用できるようにするための利用計画や関係機関による支援等についてまとめたものです。	15
	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	社会福祉士や介護福祉士など福祉の資格を持ち、地域の要援護者に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行う専門職です。	20
さ	産後うつ	出産後1～2週間から数か月以内の女性に現れる抑うつ状態や情緒不安定な状態で、治療を必要とします。	33
し	支援学級等就学奨励費	教育の機会均等の趣旨にのっとり、支援学級に在籍する児童及び生徒等の保護者に対し、保護者の経済的な負担を軽減し、支援教育の振興を図るため支給される費用です。主な費目として、学用品費・学校給食費・修学旅行費のほか、学校教育の一環として他の支援学校等の児童及び生徒とともに集団活動を行う共同学習にかかる交流学習交通費があげられます。	100
	事業所内保育事業所	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。	34
	自己有用感	他人の役に立った、他人に喜んでもらった、人から認められたというような、自分と他者（集団や社会）との関係を自他ともに肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価のことです。	26
	次世代育成支援対策推進法	国の少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために制定された法律です。この法律に基づき、国・地方公共団体だけでなく、企業にも次世代育成支援のための行動計画を策定することを求めています。平成27(2015)年3月31日までの時限立法でしたが、令和7(2025)年3月31日まで10年間延長されています。	2
	次代を担う若者世代との未来ミーティング	（P84「4103. 次代を担う若者世代との未来ミーティング」参照）	25
	児童相談所全国共通ダイヤル	児童虐待を児童相談所に通告・相談できる全国共通ダイヤルです。覚えやすいように3桁の番号「189」となっています。	29
	児童の権利に関する条約	「子どもの権利条約」ともいいます。平成元(1989)年11月に国連総会で採択され、平成14(2002)年に発効された条約で、児童の意見表明権、思想表現の自由、生命・教育に関する権利など児童の権利に関して包括的に規定しています。日本は平成6(1994)年に批准しました。	25
	児童発達支援センター	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。	28
	児童福祉週間	子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間と定めています。 （P84「4101. 児童福祉週間（5月5日～11日）の普及啓発」参照）	15



用語	解説	初出頁
児童扶養手当	18歳到達年度末日まで（一定の障害がある場合は20歳未満）の児童で、父母の離婚により父または母と生計を同じくしていない児童や、一定の障害のある父または母をもつ児童を養育している母、父または父母に代わって養育している人を対象に、年6回（奇数月）支給されます。 （P76「2111. 児童扶養手当」参照）	27
児童用文化財普及啓発カード	歴史や文化財について興味をもってもらうため、ふるさとの歴史を楽しく学ぶコンテンツのひとつとして、児童向けにわかりやすく紹介したカードです。	61
シニアマイスター	シニアの方がこれまでに培ってこられた経験、知識、技能、生活の知恵等を社会資源として登録し、市民の方からの要望に基づき派遣を行う、シニアマイスター登録事業に登録されている者です。	60
市バリアフリー基本構想	市でバリアフリー事業を進めていくうえでの基本方針を定めるとともに、「JR茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区」、「総持寺駅周辺地区」、「南茨木駅周辺地区」の3地区におけるバリアフリー化に関する取組内容を記載しています。	21
社会福祉協議会・地域福祉活動計画	社会福祉協議会が策定する地域福祉を推進するための活動のあり方を定める計画です。	5
住宅確保要配慮者	高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など住宅の確保に特に配慮が必要な方のことです。	101
就労準備支援事業	生活困窮者自立支援制度の事業です。すぐに就労することが困難な人に対し、基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や社会的な居場所の提供など最長1年間支援するものです。	101
主任児童委員	児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉の関係機関と児童委員との連絡調整など、区域を担当する児童委員の活動に協力する方です。	20
小1の壁	主に、共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立がむずかしくなることを言います。親の退社時間まで子どもを預けられる施設が見つからなかったり、保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならないような問題が生じます。	163
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画です。	5
障害者差別解消法	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28(2016)年4月に施行された法律です。	28
障害者施策に関する第4次長期計画	「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害者施策を推進するための基本方向や取組内容を定めることにより、今後の障害者施策の推進のための指針（基本計画）となるものです。計画の期間は平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間となっています。	5
障害者相談支援センター	障害者やその家族のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用調整等、地域での生活における総合的な相談・支援を行う窓口です。	85



	用語	解説	初出頁
	障害福祉計画	長期計画を上位計画とし、障害者施策を推進するに当たり具体的な実施計画と位置付けられるものです。国及び大阪府の基本指針に基づき、これまでの計画の成果や課題を踏まえ、成果目標や各年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業等のサービス見込量を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものです。	5
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（「要保護児童」）に対し、この事業を行う住居（ファミリーホーム）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する事業です。	37
	小規模保育事業所	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業です。	34
	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことです。	22
	食に関する指導の全体計画	学校全体で食育を組織的、計画的に推進するため、各学校において食に関する指導に係る全体計画を作成しています。	22
	職場におけるハラスメント	職場における嫌がらせのこと。同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為であるパワーハラスメントや、相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させるセクシュアルハラスメント等があります。	31
	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父で、市が承認した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合、経費の60パーセント（上限あり）を支給します。	27
	自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、作成することとされた計画です。（努力義務）	2
	心理判定員	障害の早期発見や対応のための助言等、児童の自立のために心理学的な見地からの援助を行う専門職です。	17
す	吹田子ども家庭センター	子どもや家庭についての相談、おおむね25歳までの青少年についての相談、里親に関する相談、また、配偶者暴力相談支援センターを設置し、配偶者等からの暴力に関する相談を行う大阪府の施設です。	30
	スーパーバイザー	スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）に対して専門的な指導助言を行う専門家です。スーパーバイザーによる個別ケースに対する指導助言、事例検討会などを行うことでスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の力量アップを図っています。	90
	スクールカウンセラー（SC）	いじめや暴力行為などの問題行動や不登校に対応するとともに、事件・事故及び災害などの被害者である児童生徒等の心のケアに資するよう学校に配置される専門職です。	22
	スクールソーシャルワーカー（SSW）	学校を拠点に、不登校や学校における保護者や子どもが抱える問題に対して専門的な視点に立ち活動する専門職です。教育及び社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒を取り巻く環境の改善や関係機関等とのネットワークを活用した支援を実施しています。	23



	用語	解説	初出頁
	スマイルオフィス	障害者や生活困窮者等を市の臨時職員として短期雇用し、就労支援を行い、一般就労を目指す取組です。	109
	スモールステップ	外出困難で自室生活の「ひきこもりレベル」から週40時間程度の勤務時間の職に就く「自立レベル」までの10段階の活動自立度で状態改善の変化を把握しています。	70
せ	生活習慣病	食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病。主な生活習慣病には、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などがあります。	16
そ	総合型地域スポーツクラブ	幅広い世代の人々が、それぞれの興味・関心、競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのことです。	23
	相対的貧困率	一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいいます。	37
た	第4次3か年計画（茨木っ子グローイングアッププラン）	「茨木っ子プラン22」「ステップアッププラン25」「ジャンプアッププラン28」の取組を継承・発展させた第4次3か年計画です。	21
	第5次学校教育計画（茨木っ子プラン）	茨木市教育委員会が策定する5か年計画。平成20(2008)年度からの「茨木っ子プラン22」に始まり、現在は第4次の「グローイングアッププラン」を実施しています。初期は学力向上を目的とし、現在は総合的な教育施策と位置付けています。	5
	大学奨学金利子補給事業	若者の大学等卒業後の奨学金返済の負担軽減を図り、本市への若者の流入と定着を促進することを目的とした事業です。（P110「5012. 大学奨学金利子補給」参照）	25
	体験型等まちづくり学習	（P67「1322. 子どもたちの体験型等まちづくり学習」参照）	25
	多世代交流センター	地域の交流、活動の場として高齢者及び子ども世代が利用できる施設です。 （P68「1325. 多世代交流センターの運営」参照）	20
	男女共生センターローズWAM	女性と男性があらゆる分野でともに参画し、協力しながら社会の対等な構成員として活躍するための拠点施設です。情報の収集・提供、各種講座・研修の開催や、女性問題等に関わる相談業務等を行っています。	22
	ち	地域子育て支援センター	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行うとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に向いた地域支援活動を行う地域の子育て支援施設です。
	地域子供の未来応援交付金	子どもの貧困対策に取り組む地方自治体による、地域における実態調査、地域ネットワークの形成等の取組を包括的に支援することを目的として予算化されました。実態を把握するための調査、整備計画の策定、子供たちと支援を結びつける事業、連携体制の整備など、地方自治体の様々な取組を支援しています。	89
	地域福祉計画	社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の推進についての施策を定める計画です。	5
	地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する高齢者の総合相談窓口です。	85



	用語	解説	初出頁
	地区福祉委員会	社会福祉協議会の内部組織。身近な地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）を、見守り活動や声かけ、相談対応をしながら早期発見・解決に向けて取り組み、地域と社会福祉協議会とを結ぶボランティアである地域福祉委員で構成されています。おおむね小学校区単位である33地区での地域福祉活動の中心的役割を担っています。	48
つ	つどいの広場	子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する地域の子育て支援施設です。	9
て	DV	DV（ドメスティック・バイオレンス）。配偶者間、恋人間など親密な関係にある（又はあった）者から受ける暴力のことをいいます。暴力には殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力なども含みます。DVを受けた被害者の大多数は女性であり、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。	15
	デートDV	10代20代の若いカップルの間で起こる暴力のこと。身体的暴力のほかに強い束縛や行動の規制、性的な行為の強要、金銭を貸すように強要されたりする等の行為があります。	26
	適応指導教室	心理的、情緒的原因又は発達課題等によって登校できない状況にある児童生徒に対して、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助することを目的として設置する教室です。	30
	出前型講座	思春期のこころやからだの変化と向き合い方について、小・中学校へ出向いて行う保健教育に関する講座です。	22
と	特色ある学校づくり推進交付金	小・中学校の各学校が特色ある学校づくりを推進していくことを目的とします。補助対象は、校内研修の実施や各研究会への参加、外部の学習の支援者に対する報償、児童等の体験活動に係る経費です。	21
	特定地域型保育事業	3歳未満の少人数の子どもを保育する、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4事業のことです。	6
	特定妊婦	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことです。	100
	特別児童扶養手当	身体障害・知的障害または精神障害のある20歳未満の児童を監護している父母もしくは父母にかわって児童を養育する人に支給されます。障害認定があり、障害の程度は、国民年金法の1級、2級の障害程度に相当するものです。（P79「2212.特別児童扶養手当」参照）	29
に	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	7
	認定こども園特別支援事業	健康面又は発達面において、特別な支援が必要な1号認定子どもが就園している園で職員を加配している場合、補助金を交付する事業です。	160
	妊娠シミュレーター	おなかの部分に重りが入ったベストのようなもので、出産間近の妊婦の疑似体験ができる教材です。	22



	用語	解説	初出頁
ひ	ひきこもりリスク	平成22(2010)年に内閣府が実施した「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」における「ひきこもり群」の集計方法を参考に、平成30(2018)年度に実施した「茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果から本市でのひきこもりのリスクが高いと考えられる人を集計しました。 国の調査定義にならって、回答者の中からひきこもりに該当する人(リスクの高い人)を区分し集計を行いました。	36
	ひとり親家庭医療費	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、医療費の一部を助成しています。	28
	ひとり親自立支援員	ひとり親に対し、生活全般の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び支援などを行います。	27
	貧困率	世帯所得から国民一人ひとりの手取り収入を計算し、それを並べた時に真ん中となる人の額の半分に満たない人の割合をいいます。一般には、相対的貧困率のことで、国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)しか得ていない者の割合をいいます。 なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。 また、「子どもの貧困率」とは、子ども(17歳以下の者)全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。	1
ふ	フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品や、家庭で不要になった食品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体や活動です。	92
	福祉まるごと相談会	支援を必要とされる方に対して、公民館等の施設に窓口を設け、民生委員・児童委員が相談員となり、福祉のことから地域の困りごとまで、さまざまな相談に応じる取組です。	20
	「ふたりの出会い」や「子育ていいところらべ」	人生のパートナーとの出会いから、ともに歩み始めるまでの体験談と、子育てをする中で得た喜びや家族のすばらしさを感じた体験談を募集、選定して作成したエピソード集のことです。	15
	ブックスタート	赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心がふれあうひとときを持つことを目的とした事業です。4か月児健康診査を受診する子どもを対象に絵本をお渡しします。	20
	プラットフォーム	駅のプラットホームとして日本語として使用されてきましたが、駅のプラットホームにさまざまな人が乗っているように、近年、上部のさまざまなものを下から広く支えるグループや機能を指す用語として転用され、学術、地域産業・経済、情報等、さまざまな分野で使用されています。	98
	プレママ・プレパパ	プレママはもうすぐ母親になる人。妊娠中の女性のことです。プレパパはもうすぐ父親になる人。妊婦の夫のことです。	19



	用語	解説	初出頁
	プログラミング教育	プログラミング教育とは、子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育むことです。「プログラミング的思考」とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの「動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のことです。	22
	プロフィールブック	子どもの成長の記録をするとともに、発達で気になったことや健診、相談などでアドバイスを受けたことを記録して書きためておくものです。検査の結果や個別の支援計画なども一緒にファイルし、新しく医療機関にかかる場合や子どもに関わる支援者に理解や配慮を求める場合などに使用します。	28
ほ	防煙教育	(P62「1304. 防煙教育」参照)	22
	放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、すべての児童を対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供する子どもたちの安全・安心な居場所です。	24
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。	29
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉の向上を図ることを目的とした法律です。	2
	母子生活支援施設	保護を要する母子世帯を入所させる児童福祉法上の施設で、単に住居を提供するにとどまらず、生活、教育、就職等の問題についての解決の場として、社会的自立と児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行っています。	27
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親等が自立にむけて技能を習得するための資金、子どもを進学させるための資金(入学金、授業料)などにお困りの人への貸し付けを行っています。	100
ま	ママヨガ	産後の母親の体を整えるストレッチやエクササイズを取り入れた赤ちゃんと一緒にを行うヨガのことです。	18
み	三島地域若者サポートステーション	茨木市、高槻市、摂津市、島本町を対象地域とする地域若者サポートステーション(通称「サポステ」働くことに踏み出したい若者たちとじっくりと向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。)のことです。	71
	民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれるボランティアです。担当地区内の生活に困っている人や、障害者、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な指導・助言を行っています。児童委員は児童福祉法に基づき民生委員が兼務しています。	20
め	面前DV	面前DVとは、子どもの目の前で、親がパートナー(配偶者や同居人など)に暴力を振るうことをいいます。子どもに対して直接暴力を振るってはいませんが、子どもの心に深い傷を残す恐れのある行為であり、児童虐待防止法において心理的虐待の一つに挙げられています。	30



	用語	解説	初出頁
や	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。	35
ゆ	ユースプラザ	概ね中学生から39歳までの子ども・若者が、様々な社会経験や交流ができる居場所と相談窓口（保護者も対象）を備えています。 (P68「1326. ユースプラザの運営」参照)	24
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、可能な限りすべての人が利用できるデザインのことをいいます。	21
よ	養育費相談支援センター	養育費は子どもが生活するための費用です。取り決め方や請求の方法などの相談に応じます。	103
	幼児教育・保育の無償化	令和元(2019)10月1日から、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策として、また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑み、3歳児クラスから5歳児クラスの小学校就学前児童及び0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯を対象に、幼児教育・保育の無償化が実施されています。	1
	幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者です。大阪府のアドバイザー育成計画により、平成29(2017)年度以降、茨木市に複数名の認定者がおり、初任者向け研修等の場で活躍しています。	161
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童等に関する情報交換や支援内容等の協議を行う法定協議会です。	30
ら	ライフイベント	人生の節目に起こる様々な出来事のことです。誕生、就学・就職、結婚、出産・子育てなどです。	2
	ライフステージ	人の一生を乳幼児期・学齢期・妊娠期・壮年期・中年期・高齢期などに区切った、それぞれの段階のことです。本計画では、「妊娠・出産期」「就学前期」「小・中学校期」「青年・若者期」の4つのステージを示します。	15
り	リトミック	一般的には、音楽に合わせて親子で体を動かすなど、音楽に親しみながら子どもたちの基本的な音楽能力を伸ばすとともに、個々の潜在的な基礎能力の発達を促すとされている教育のことです。	18



	用語	解説	初出頁
	利用者支援事業（特定型・基本型・母子保健型）	<p>子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような必要な支援を行う事業です。</p> <p>利用者支援事業には、「基本型」「特定型」「母子保健型」があります。</p> <p>基本型：主として子育て家庭の身近な場所等で、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような地域連携を図りながら当事者目線の寄り添い型の支援を行います。</p> <p>特定型：主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。</p> <p>母子保健型：主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行います。</p>	8
れ	レスパイト	レスパイト (respite) とは、「一時的中断」「休息」「息抜き」という意味で、育児負担の軽減や児童虐待の防止のために、子育て等から解放される時間をつくることです。	92
ろ	ローズWAM親子交流	(P60「1237. ローズWAM親子交流」参照)	21
わ	ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） 老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをいいます。	27
	ワンストップ	1か所で用事が足りることです。窓口一元化、総合窓口を指します。	40



8 市民会館跡地エリアを活用した子育て支援機能「いばらき版ネウボラ」の整備について

(1) 今後の公共施設等のマネジメントに関する基本方針

① 茨木市公共施設等マネジメント基本方針

急激な人口増加等を受けて整備した公共施設等の多くが、整備後30年を経過し、一斉に改修や更新の時期を迎え、財政負担が集中することが懸念されます。

そのため、「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」では、将来の人口減少や人口構造の変化等を見据えた公共施設等の保全・更新等に係る総合的かつ計画的な取組を一層進めるため、基本となる考え方や方向性を示しています。

② 今後の公共施設の保全・更新等の考え方

公共建築物の大規模改修や更新の機会を捉え、これまでのように1つの機能に1つの施設を対応させるのではなく、周辺の既存施設における同種の機能の集約や、他の機能への転用、異なる機能の複合化・多機能化、所期の目的の達成等により意義の薄れた機能の廃止などを検討し、より利用しやすく効率的な施設運営をめざします。

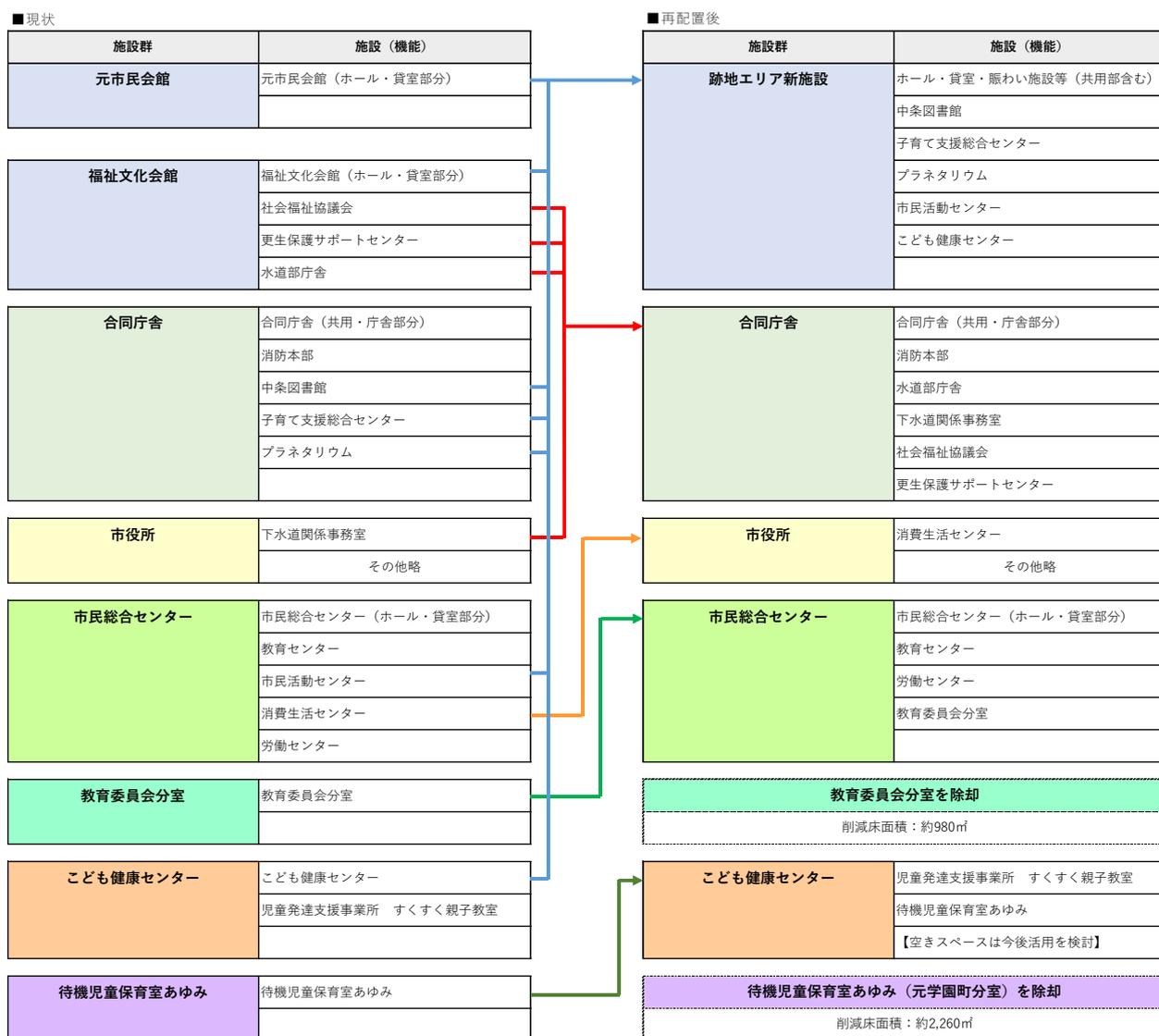
また、新たな行政需要への対応は、施設の新設ではなく、既存施設への機能追加や民間施設の活用により対応することを基本とし、建物の新設を検討する際には、将来の維持管理や修繕等に係る経費等を踏まえ、周辺既存施設との複合化等を図ります。

(2) 市民会館跡地利用に関する考え方

① 茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画に基づく施設機能再配置の方向性

事業に伴う施設機能の再配置（移転、縮小、除却等）を、公共施設等マネジメントのモデル的取組と位置づけ、「既存施設の規模等適正化、適正総量の維持」、「新施設の機能充実」、「施設機能の相乗効果の発揮」の3つの視点から、施設の有効活用と全体最適化を図ることとしています。

施設機能の再配置検討を進めた結果、教育委員会分室、待機児童保育室あゆみの建物を除却することにより、床面積の削減総量が約 16,500 m²となったため、これを新施設の延床面積の上限とします。



② 子育て支援機能の法の位置づけ

跡地エリア新施設に再配置される子育て支援総合センター及びこども健康センターについては、母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）と位置づけ、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。



③ 施設空間の具体的な方向性～子育て支援機能「いばらき版ネウボラ」～

平成29(2017)年度に、こども健康センター及び子育て支援総合センターに子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの切れ目のない支援を一体的に提供するために、ワンストップ支援体制の推進に向けて取り組んでいますが、それぞれのサービスを円滑に利用できる仕組みや利用者との継続的な関係などが求められています。

今後は、次の方向性に沿って、子育て支援機能のひとつとして「いばらき版ネウボラ」の実施体制の構築に取り組みます。

■方向性

- ・ 新たな相談支援体制として、「いばらき版ネウボラ」を創設します。中核となる新施設では、母子保健事業と子育て支援事業の一体化を図るとともに、支援者間の一層の連携を促進し、妊娠期からの切れ目のない支援を実現します。
- ・ 子どもの虐待等に関する相談窓口も併設し、「妊娠・出産・子育て」に関するすべての相談ができる総合相談窓口をめざします。
- ・ 地域の相談支援拠点や他の福祉施策等とも連携し、家庭状況等の変化に応じた包括的・継続的支援の充実を図るとともに、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

■整備により期待される効果

- ・ 母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査などの母子保健事業と、子育て親子が交流を図る場や一時預かりなどの子育て支援事業を新施設に集約することにより、妊娠期からの子育て家庭が求めるサービスをワンストップで提供できるだけでなく、妊産婦の健康問題から子どもの虐待等に関する相談まで幅広い相談に対応することが可能となります。
- ・ 図書館や広場といった子どもの集まる場所に当該センターが併設されていることにより、市民が相談窓口として気軽に利用することができたり、他の施設利用者との交流が生まれやすくなるなど、複合施設ならではの相乗効果も期待することができます。
- ・ 当該センターと市庁舎が隣接していることから、生活困窮や介護等、他の福祉施策との連携が迅速かつ容易になり、課題を抱える家庭に対し遅滞なく対応することが可能となるなど、立地上の効果も期待できます。
- ・ 天候に左右されず、また、安心して子どもを遊ばせる場所が求められており、同時にネウボラ機能の利用促進など相乗効果も期待できます。

「ネウボラ」とは

フィンランド語で、「Neuvo」は「情報、アドバイス」を意味し、「～la」は「場所」を表す接尾語、つまりネウボラとは、「アドバイスを受ける場所」を言い、妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援することを特徴とした子育て支援施設（ワンストップ拠点）及びその制度を意味します。フィンランドにおいて制度化されており、子育て家族が気軽に相談できる人・場所があることやリスク・問題の早期発見・支援が可能であること、安心して子育てを行える環境を提供するなど、多くのメリットや子育てに関する課題解決が期待できるものとして注目されています。